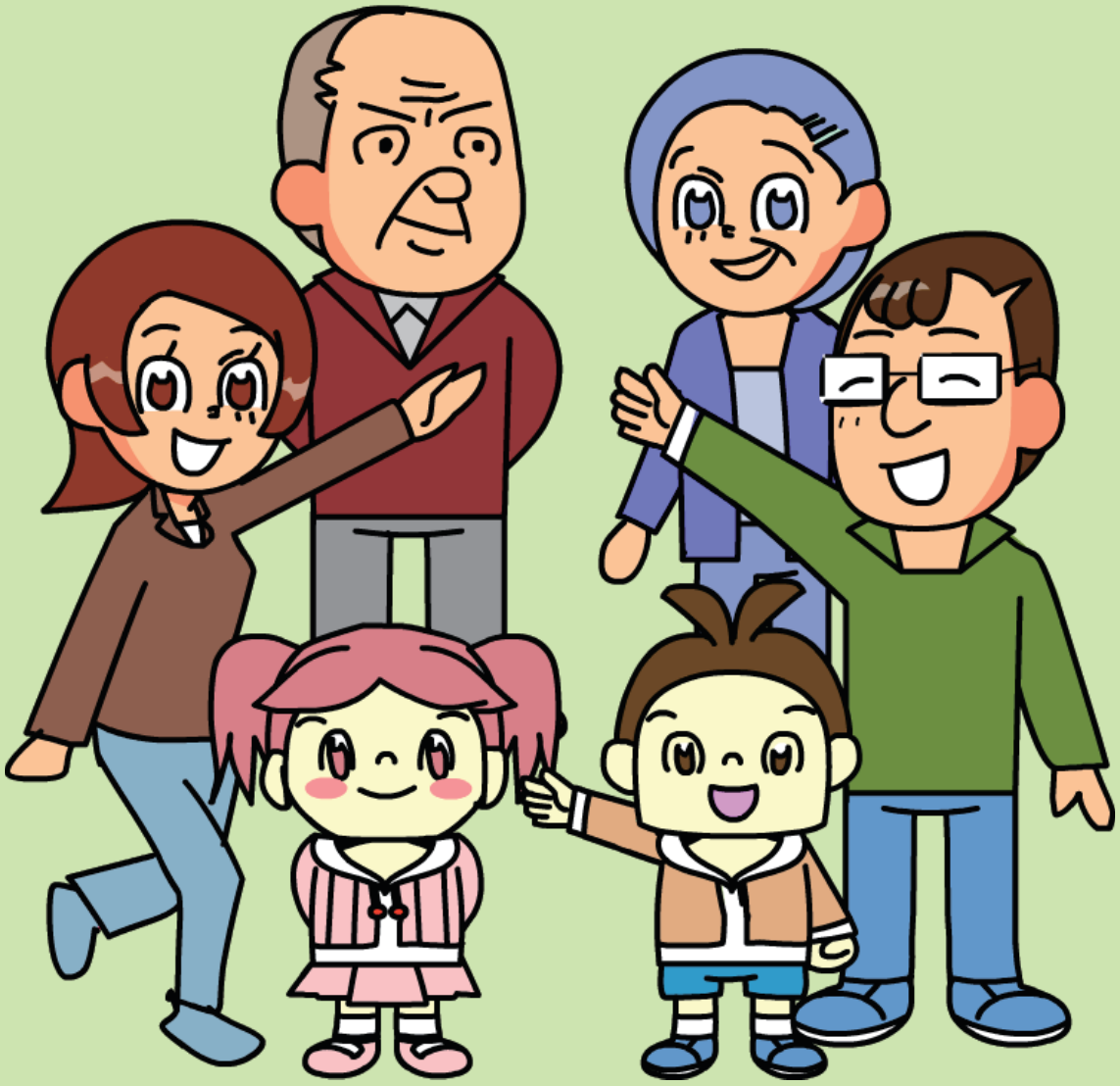
令和元年度版

府中市
自治会活動ハンドブック

～ふれあいのある 安全安心で
明るく住みよい まちづくり～



府中市自治会連合会

発刊によせて

日本はこれまで、血縁・地縁・学縁・社縁などを大切にする“有縁社会”の中で苦難を乗り越えてきたという歴史的な伝統がありました。

しかし、最近では、生活様式の多様化や様々な個人の価値観の変化等で、大変に残念ながら、人のつながりや近所付き合いが希薄になってきております。

そんな中で、阪神淡路大震災や東日本大震災など相次ぐ大災害が転機となり、家族や友人や地域の人達とのつながりの大切さが再認識されてきました。

それは、お互いに支えあい協力し合うという、強い絆で結ばれたコミュニティの中心的組織である自治会活動が、広く住民に理解されてきた証であると考えます。

自治会活動のバックアップを担う自治会連合会は、自治会・町会・管理組合の皆様方の声に真摯に耳を傾け、行政や関係諸団体との連携協力のもと「ふれあいのある、安全安心で、明るく住み良いまちづくり」に貢献することを使命としております。

その使命達成のため、「新任自治会長研修会」「自治連と地域市民の集い」「自治会未加入者の加入促進」、等々の事業を展開しております。

事業活動に必要な教材やパンフレットは、これまで、事業内容に応じて個々に作成していましたが、今般、それらを整理統合すると共に自治会活動の事例紹介や行政との具体的な関わりなども網羅した総集編としてこの「自治会活動ハンドブック」を作成しました。

この冊子は、当市へ転入される方や、あらたな自治会立上げ時の手引書としても活用いたしますが、各自治会における役員交代時のテキストとして、又、自治会未加入者の加入PR媒体として、自治会活動の活性化にご活用いただけるものと考えています。

末筆になりますが、導入部での数々のアドバイスをはじめ、物心両面に亘りご高配を賜りました府中市市民協働推進部の皆様方に心から感謝し御礼申し上げます。

府中市自治会連合会



市の木　けやき



市の花　うめ



市の鳥　ひばり

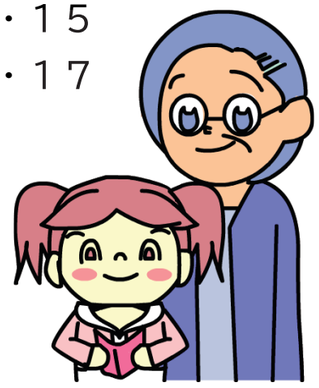
目　次

第一章　自治会って何だろう？　～地域の力でコミュニティを活性化させる～

１　自治会・町会を知ろう　・・・・・・・・・・４
２　府中市の自治会　・・・・・・・・・・・・・５
３　なぜ自治会が必要なの？　・・・・・・・・・７

第二章　自治会を運営するには　～よりよい自治会の作り方～

１　自治会の運営とは　・・・・・・・・・・・・８
２　自治会の役員になったら　・・・・・・・・・９
３　新しく自治会を立ち上げるには　・・・・・１０
４　個人情報の取り扱い　・・・・・・・・・・１３
５　自治会を法人化するには　・・・・・・・・１５
６　いろいろな活動・イベントをしよう　・・・１７
　市民協働の取り組み
　会員のふれあい・安らぎの行事
　安全・安心のまちづくり
　自治会員数拡大活動
　世代交代が進む街の交流
★　自治会の一年　モデル事例　・・・・・・・２２



第三章　自治会連合会について　～「府中」の自治会を発信する～

１　自治連の組織　・・・・・・・・・・・・・２４
２　自治連の事業について　・・・・・・・・・２５
３　最近の事業実績　・・・・・・・・・・・・２６
４　具体的な活動事例　・・・・・・・・・・・２８

第四章　行政の支援を活用しよう！～行政との関わりを知って自治会活動に役立てよう～

１　回覧物の配布　・・・・・・・・・・・・・・２９
２　公共施設の利用　・・・・・・・・・・・・・３０
３　公会堂の整備　・・・・・・・・・・・・・・３１
４　市民活動センタープラッツを活用しよう　・・・・３２
５　地域の防災活動・防災活動支援　・・・・・・・３３
６　災害時要援護者名簿への登録　・・・・・・・・３４
７　資源ごみの回収奨励金（集団回収）　・・・・・・３５
８　街路灯・防犯灯　・・・・・・・・・・・・・３６
９　社会福祉協議会が実施する自治会への支援策　・・３７
１０　補助・助成事業　・・・・・・・・・・・・・３８
１１　関係部署一覧　・・・・・・・・・・・・・・４０

資料編　数字で見る自治会

１　府中市内自治会の統計　・・・・４２
２　防災に関する調査　・・・・・・４７
３　自治会の防災力を考える　・・・４９



書式例

１　各種書式のひながた　・・・・・・・・・・・５１
２　各国語対応「自治会・町会に加入しよう」　・・・・５５

■自治会･町会とは

自治会とは、同じ地域に住む人たちが「安全・安心で、明るく住みよいまちづくり」を目指し、助け合い、支え合って地域の課題に取り組むため、様々な活動に自主的･自立的に取り組んでいる団体です。

地方自治法には、縁あって同じ地域に住んでいる人たちで結成された団体として「地縁団体」と表現されています。これは、その区域内に住んでいる全ての人が加入できる任意団体であることを表しています。

このような団体は、自治会、町会、町内会や、○○会など、様々な呼称が付けられています。自治会等の呼称に決まった原則は無いため、設立された地区の地域性や歴史などに由来しているものも存在しますが「地縁に基づいて形成された任意団体」という点で違いはありません。このハンドブックでは、総称して「自治会」と表現します。



■自治会の歴史

自治会の歴史は古く、第二次世界大戦中の昭和１５年に、内務省の「部落会町内会等整備要綱」により整備された「町内会」が起源とも言われています。

この「町内会」の下に設けられた「隣組」の活動の一部（例えば自治会回覧など）が現在の自治会にも引き継がれています。ただし、戦時下の「隣組」は官主導であったため、地域でひとつとなり活動できた一方で、国策の徹底を図るための行政補完組織としての役割を担っていました。

終戦後の昭和２２年１月に内務省の要綱が廃止、５月にポツダム政令が公布され町内会の解体が命じられました。その後サンフランシスコ講和条約の発効に伴い、昭和２６年占領下の諸法令を検討する権限が日本政府に移譲された頃から、住民自治組織として再組織化されるようになりました。

昭和３０～４０年代にかけて、日本の経済が高度経済成長期となり、都市部へ急速な人口流出や諸機能の過密化が進み、地域コミュニティは大きく変容しました。都市部では新しい住民の増加、流動化が起こり、また農村部では住民の流失と過疎化が進んだことにより、それぞれのコミュニティが次第に変化していきました。

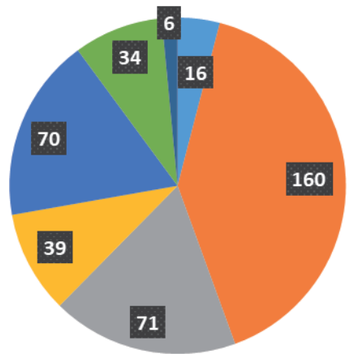
現在では､核家族化が進んだことによる高齢者の一人暮らしの増加や､震災などの災害対応を通して、改めて地域コミュニティが注目され、自治会の重要性が再認識されるようになりました。

■自治会数などの現況

現在、市に届出のある自治会は３９６団体あり、過去３０年間で自治会数が最も少なかった３５８自治会（平成６年度）と比較すると、４０団体近く増えましたが、近年は微減傾向で推移しています。最近では、マンションなどの集合住宅が単独で結成する自治会（管理組合）が増えてきています。

市内の自治会を構成している会員世帯数は、１，０００世帯を超える大きな自治会もありますが、１００世帯以下が最も多く、全体の６割を超えています。（表１：数値は平成３０年４月１日現在）

自治会構成世帯数（表１）



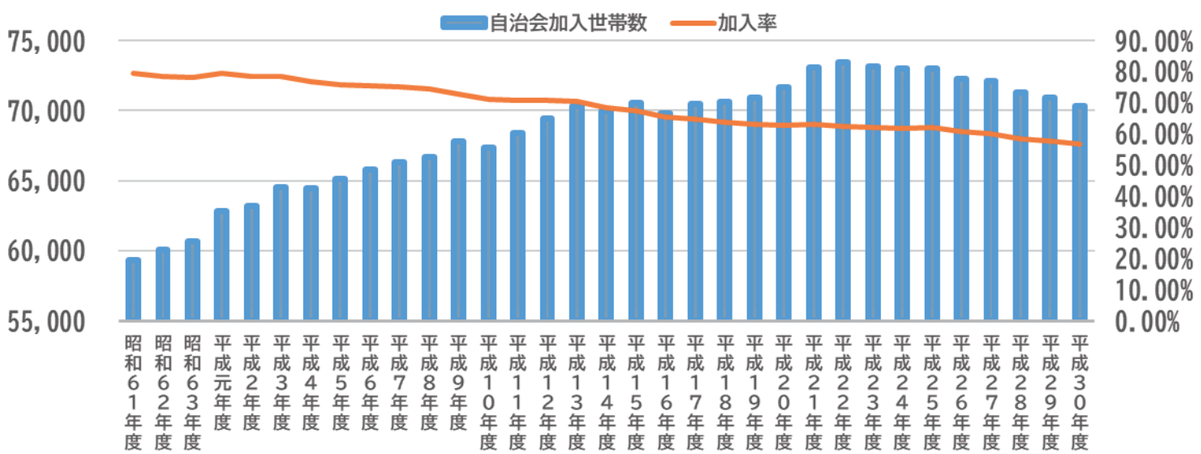
世帯数	自治会数
10 世帯以内	16
11 世帯～50 世帯	160
51 世帯～100 世帯	71
101 世帯～200 世帯	39
201 世帯～500 世帯	70
501 世帯～1,000 世帯	34
1,000 世帯以上	6
合　計	396

■自治会加入状況について

どのくらいの人が自治会に入っているのかを示す自治会加入率は、世帯数をもとに算出しています。府中市の自治会加入率は平成元年度７９．６２％をピークに年々下降傾向にありますが、一方で自治会加入世帯数は昭和６１年以降で１３，０００世帯以上増えています。（表２）

総世帯数が２０年前と比べて大きく増えているため、加入世帯数が増加しているにも関わらず、加入率は１７％以上減少しています。平成３０年度の自治会加入率５６．７８％は、多摩２６市の中でも高い値となっています。

自治会加入世帯数と加入率の推移（表２）



2　府中市の自治会

■文化センターとコミュニティ圏域

市内には地域住民のふれあいの広場として、文化センターが１１館あります。それぞれにコミュニティ圏域があり、市に届出された自治会は圏域ごとの文化センターへ分類されます。（表３）

文化センターのコミュニティ圏域（表３）

町　名	範　囲	文化センター	町　名	範　囲	文化センター
朝日町	全て	紅葉丘	日鋼町	全て	片町
押立町	車返団地	白糸台	日新町	１～４・５丁目の一部	西府
	全て（車返団地を除く）	押立		５丁目の一部	四谷
片　町	全て	片町	八幡町	全て	中央
北山町	全て	武蔵台	晴見町	１～２丁目	中央
寿　町	１・２・３丁目の一部	中央		３～４丁目	新町
	３丁目の一部	片町	府中町	全て	中央
小柳町	１・３丁目	白糸台	分梅町	１丁目	片町
	２・４～６丁目	是政		２～５丁目	住吉
是　政	全て	是政	日吉町	全て	中央
幸　町	１～２丁目	中央	本宿町	全て	西府
	３丁目	新町	本　町	全て	片町
栄　町	全て	新町	緑　町	全て	中央
清水が丘	１・２・３丁目の一部	是政	南　町	全て	住吉
	３丁目の一部	白糸台	宮西町	宮西町１丁目	中央
白糸台	全て	白糸台		２～５丁目	片町
新　町	全て	新町	宮　町	全て	中央
住吉町	全て	住吉	美好町	３丁目の一部	西府
浅間町	全て	新町		全て（上記以外）	片町
多磨町	全て	紅葉丘	武蔵台	全て	武蔵台
天神町	１～２丁目	中央	紅葉丘	全て	紅葉丘
	３～４丁目	新町	矢崎町	全て	片町
東芝町	全て	西府	四　谷	全て	四谷
西原町	全て	武蔵台	若松町	１丁目・２丁目の一部	白糸台
西府町	全て	西府		２丁目の一部、３～５丁目	紅葉丘

※各文化センターの所在地は　３０ページをご覧ください。

コミュニティ圏域ごとにコミュニティ協議会（コミ協）があり、文化センターを拠点に、納涼まつりや地域文化祭など、地域住民を対象とした様々な事業を行っています。

コミ協は、自治会を始め、シニアクラブや婦人会、自主グループなどの地域団体から組織されているため、文化センターに登録されている自治会からも選出されます。コミ協が実施している事業を通して、他の自治会や地域で活動する他の団体とも交流を持ち、一緒に地域コミュニティを盛り上げましょう。

3　なぜ自治会が必要なの？

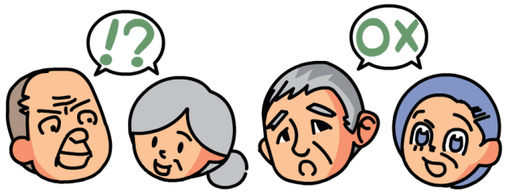
■自治会加入のメリット

私たちが地域の中で暮らしていくうえで、良好な隣保関係を保ち、地域とのつながりを持つことはとても大切です。自治会に加入することで次のようなメリットが考えられます。

１　安全・安心で住みよいまちでの生活

自治会では、防犯パトロール、路上設置の消火器確認、地域内の危険箇所の改善等、良好な住環境保持のため、定期的な活動を実施しています。

２　住民相互のコミュニケーション向上



近年、核家族化・高齢化が進んでいる中で、単身世帯が増え、人とのつながりが希薄になりつつあります。このような状態を「無縁社会」などと表すこともあり、現代社会の課題のひとつになっていますが、自治会に加入し地域社会とのつながりが生まれることで、これを解決することができます。

自治会では夏祭りや運動会、バス旅行、敬老会、餅つきなどさまざまな活動を実施しています。このようなイベントに参加して、楽しみながら新しいつながりをつくることができます。

３　行政とのパイプ役

市や各種関係団体からのお知らせなどの刊行物を回覧することにより、幅広い情報を共有できます。また、日常生活の中で発生する様々な問題も自治会に相談することで、迅速かつ的確に対応してもらえます。

■大規模災害のとき

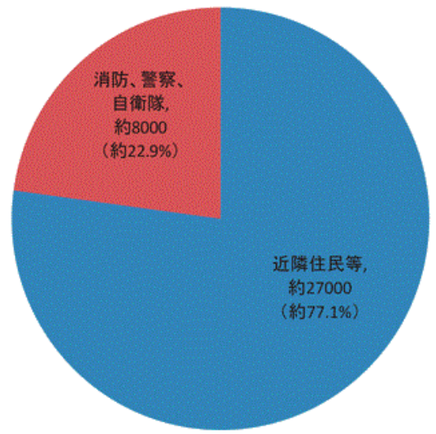
平成７年に発生した「阪神・淡路大震災」では、救出された住民のうち約７７．１％が住民活動によるものであり、自衛隊、消防、警察などの機関による救出は約２２．９％であったとされています。（表４：内閣府平成 26 年度版防災白書より）

家屋が倒壊し数秒から数分の間に圧死してしまうような災害のときは、行政や防災関係機関では限界があり、地域住民による自主的な防災活動が非常に重要であるということが改めて認識されました。

災害対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」の精神だと言われています。

平成 26 年版 防災白書より(表4)

阪神･淡路大震災における救助の主体と救出者数



「日頃からの近所付き合い＝自治会の力」は、例えばどこに誰が住んでいるかを把握することなどから、被災者の救出活動に大きな成果をあげました。また地震発生時に同時に起こる火災の延焼防止にも自治会が重要な役割を果たした事例もあります。

このような協力や助け合いは、日頃からのご近所付き合いや積極的な自治会活動への参加があって、より有効なものとなります。

1　自治会の運営とは

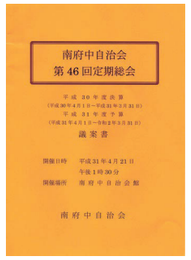
■自治会の組織

自治会は、定められた区域に住む全ての世帯が加入できます。加入した世帯（以下「会員」という。）は自治会主催のイベントに参加して地域とのつながりを深めたり、自治会回覧によって行政情報や地域情報などを収集したりできます。またすべての会員が出席できる総会において、自治会の運営方針（予算・決算など）が審議されます。

自治会は縁あって同じ地域に住んでいる人たちが集まってできた組織です。役員になった方は公平公正に自治会を運営するため、適切な組織作り・役割分担をしましょう。また自治会に加入した方は、事業やイベントに積極的に参加して、自治会の活動を充実させるとともに、地域コミュニティを盛り上げましょう。継続性のある自治会を作るためには、役員が力を合わせ、会員が参加しやすい環境を作り上げることが重要です。

■予算･決算について

予算を作成するためには、まず、１年間の事業計画、活動内容の検討を行い、必要な経費を算出することが大切です。当該年度に実施する事業の予定や前年度の決算などを参考にしながら、全体の収入と支出を積算、調整し、予算案を作成します。



総会で決まった事業計画と予算をもとに事業を進め、適正な会計処理を行うとともに、年度末には会計監査を受けて、最終処理を行います。会計監査の前には、決算書を作成しなければなりません。一般的には、４月１日から翌年３月３１日までの収支決算書を作成します。

会計監査は、予算執行内容と財産管理を確認します。監査後に、署名捺印をし、総会で監査報告を行います。予算書案のひな形を巻末に掲載しています。新しく予算書を作る場合や、予算書を見直す場合にご活用ください。

自治会の決算は誰がチェックしているの？

自治会によりますが、会長や会計などの役員が提出した決算報告書は、監査役が誤りや疑問点などがないか、確認しています。
会長や会計などの役員は、監査役の質問に明確に答えられるように、あらかじめ執行状況を把握しておく必要があります。
会計監査を通った決算報告は総会にかけられ、会員の承認を受けて、正式な決算報告書となります。



自治会って何世帯から作れるの？

自治会は法的な拘束がない任意の団体ですので、最低限の数字はありません。「向こう三軒両隣」という言葉があるように、5世帯程度の自治会も存在します。



2　自治会の役員になったら

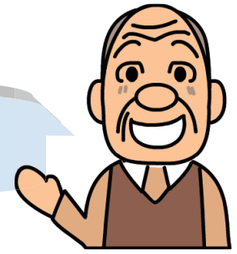
■自治会の会長になったら

自治会長は、自治会の組織をまとめる最高責任者です。そのため、自治会の総合的な調整役として、自治会全体を見渡す必要があります。役員だけでなく、多くの会員が充実感をもって活動に参加するために、自治会長はリーダーシップを持って、それぞれの役員・協力者がそれぞれの力量を発揮できる環境を作り上げましょう。

また自治会長は、市や他機関へ自治会としての意見や要望を伝える代表者となります。他の役員や自治会員の意見を汲み上げ、自治会の意見として集約することが大切です。

アドバイスは？

客観的に見て公正な自治会運営をすることが重要です。周りの人の意見をよく聞き、分からないことは相談して解決していきましょう。



■その他の役員になったら

主に次のような役職があります。役員はお互いに連携し、それぞれの役割で自治会を支えましょう。

1　副会長
　会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行します。会長と常に連携を取ることで、円滑な自治会運営に努めましょう。

2　会計
　自治会全体のお金を管理し、総会時に収支報告をします。自治会の収支の管理、予算執行などの適正な管理業務を行います。

3　書記（事務局）
　自治会の事務全体を担当します。副会長が兼務する場合もあります。会長と連携を取り、役員会の開催通知等を作成、配付し会議終了後に議事録を作成します。

4　監事（監査）
　会計及び資産の状況や業務の執行状況の監査を行います。総会で決まった事業や予算が適正に執行されているかの確認も行います。

会長以外の役員も決める必要があるの？

『資料編』にもあるように、会長以外の役職は多くの自治会で取り入れられています。また自治会によっては、これ以外の役員を設けているケースもあるようです。自治会の規模にもよりますが、しっかりと役割分担することにより、個々の負担を軽くし、多くの人の意見を反映させた自治会運営ができます。



■自治会設立までの流れを確認しよう

新しく自治会を立ち上げるときは、次のような手順で進めます。

自治会設立の準備会を作る
設立準備会、発起人会として活動をスタートします。

↓

区域を設定する
既存の自治会と区域が重ならないよう注意してください。

↓

会の概要を決める
会の設立にあたっての地域住民の意見や要望を集約しましょう。

↓

会則・規約(案)を作る
次ページの「会則・規約を作ろう」を参照。

↓

設立趣意書・入会申込書の作成
区域内の住民へ配付・回収し、取りまとめましょう。

↓

班・名簿の作成
提出された入会申込書をもとに作成します。

↓

設立総会の開催準備
規約、予算書等の議案の作成、会議の準備や通知をしましょう。

↓

設立総会の開催、議決
１１ページの「総会を開こう」を参照。

↓

市への届け出
１２ページの「市へ届け出ましょう」を参照。

■会則･規約を作ろう

活動の目的や内容、役員の選出方法、会費の扱い、意思決定の方法など、自治会の運営や活動の基本的なルールを定めたものが規約です。会員の理解と協力を深めより充実した活動を進める力となります。制定、周知、徹底を図り、必要であれば、現状に沿って規約を見直しましょう。

下記のような項目を定めることになります。５１ページのひな形を参考に作成してみましょう。認可地縁団体申請をする場合は、別途１５ページをご参照ください。

1. 会の名称
2. 組織について
3. 会の目的
4. 事業
5. 構成
6. 入退会に関すること
7. 会費
8. 役員に関すること
9. 役員の任務
10. 役員の選出方法
11. 役員の任期
12. 総会に関すること(成立条件、決議方法)
13. 会議
14. 会計年度
15. 規約の改定
16. 慶弔に関することなど。

■総会を開こう

総会は、自治会員が集まり、自治会の方針などを決定する重要な場です。できるだけ多くの会員が出席するよう、準備を進めましょう。

総会開催の準備

1　開催通知
　開催の一ヶ月前を目途に、開催日時や会場、議題などを会員に書面で通知します。会議資料や当日出席できない人のために、委任状も同時に配付することにより、当日の運営が円滑に進みます。

2　会員数・定足数の確認
　総会は定足数に達しないと開会できません。事前に会員数と定足数の確認が必要となります。

総会の開催

1　委任状の集計
　委任状は議決の際に重要になります。委任状が当日会場に届いた場合は加算し、総会の初めに報告する必要があります。

2　議長候補者の選出
　総会の議長は、当日出席者の中から決めます。

3　審議事項の議決
　予算・決算、役員の改選、事業実施報告・計画などを審議し、議決します。

３　新しく自治会を立ち上げるには

■市へ届け出ましょう



一連の手続きを行い、自治会を設立できたら市へ届け出ましょう。

自治会は住民の任意により結成される団体ですが、市に届け出ることで行政との繋がりが生まれます。必ず届け出を行ってください。

また、すでに市に届けている自治会も、会長が交代したり、回覧部数に変更が生じたりした場合などは、その旨を市へ申し出てください。

市に届けられた自治会は、圏域ごとに文化センターに分類されます（５ページ参照）。

文化センターでは、地域コミュニティ事業の一環として圏域ごとに時季に合わせて様々なイベントを行っています。

自治会の規模によっては独自でのイベントなどが実施できない場合もありますが、自治会として、また個人として、文化センターのイベントに参加することで、地域の方との親睦を深めることができます。

また、市へ届け出た自治会は文化センター等の市の施設を減額使用料にて使用することができます（３０ページ参照）。総会や役員会などの会議にご利用ください。

届出先

市民協働推進部
地域コミュニティ課コミュニティ推進係
電　話：０４２－３３５－４１３７（直通）
ＦＡＸ：０４２－３６５－３５９５

△または圏域の文化センターへ（６ページ参照）



※左から中央、白糸台、西府、武蔵台、新町、住吉、是政、紅葉丘、押立、四谷、片町文化センターのマスコットです。



４　個人情報の取り扱い

■自治会での個人情報の取扱い方

平成２７年９月に改正個人情報保護法が成立し、平成２９年５月３０日に全面施行されました。改正前は、５，０００人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、現在は全ての事業者に個人情報保護法が適用され、この事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

個人情報とは生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号等も、氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。

災害時等の緊急時は、名簿が共助にとって非常に重要になっていきます。しかし、個人情報が悪意ある人の手に渡ってしまうと、住民の利益が侵害され、財産が損なわれる危険性もありますので、取り扱いには注意を要します。

■名簿をつくるとき

自治会の活動において、会員の氏名、住所や電話番号の収集のほか、ひとり暮らしの高齢者を自治会で見守る場合や、災害時のために年齢や家族構成なども必要となる場合があります。自治会として個人情報を収集することにあたっては、「何の目的で、何に使い、どう管理するか」を明らかにし、必ず本人の同意を得たうえで、名簿等の作成をすることが大切です。

「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。

１．警察からの照会

２．災害発生時の安否確認

３．会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合

（名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります）

名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。

問い合わせ

個人情報保護法について、不明な点は下記にお問い合わせください。

「個人情報保護法相談ダイヤル」

電　話：０３－６４５７－９８４９
受付時間：９：３０～１７：３０（土日祝日及び年末年始を除く）



出典：個人情報保護委員会作成
「会員名簿を作るときの注意事項（平成 29 年 5 月）」
https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/

４　個人情報の取り扱い

POINT

個人情報を扱うにあたり、利用や管理の方法についてルールを定め、名簿の作成・配付しましょう

１　利用目的をあらかじめ明確にしておく

どのような目的で個人情報を収集するのか定め、そのためにはどのような個人情報が必要なのか具体的に明らかにし、必要最低限の個人情報を収集するようにしましょう。



また、災害時要援護者の情報など執行部で把握しておく情報と、一般の会員に配付する名簿に載せる情報は、分けて考えましょう。

２　ルール作り

個人情報を取得する際は、利用目的を本人に伝えるか、あらかじめ「個人情報取扱基準」等のルールを作成し、会員に周知することなどで、会員の理解と安心を得るようにしましょう。

３　利用目的の範囲内で使用する

法令等で定めがある場合を除いて、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で使用します。

目的外で利用する場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

４　管理方法をしっかり決める

名簿の配付元の事務局と同様、配付先の会員に対しても盗難、紛失、転売がないよう注意を呼びかけることも重要です。



個人情報をパソコンで管理する場合は、電子ファイルにパスワードを設定したり、ウィルス対策ソフトを入れたりします。

情報が漏れた場合や、名簿を第三者に悪意を持って渡した場合、それにより名簿に記載されている人に被害が生じたときには、何らかの責任が生じることがあります。

名簿を管理する役員や会員には適切な管理義務があることを周知しましょう。

個人情報を取得するときには

① 新規に自治会加入を受け付ける場合、「何の目的で、何に使い、どう管理するか」を、個人情報を記載してもらう書類に、あらかじめ明示しておきましょう。
② 法令に定めがある場合を除いて、事前に同意いただくことなく、利用目的以外に使用しない旨も併せて明示しておきましょう。

名簿を作成した場合は

① 名簿の余白などにも「何の目的で、何に使い、どう管理するか」を明示しましょう
② 古い名簿についても自治会で回収し、シュレッダーにかけるなど、第三者に根拠なく渡らないよう、廃棄方法を明示しておきましょう。



５　自治会を法人化するには

■認可地縁団体とは

以前まで、自治会で公会堂や土地などの不動産を所有している場合は自治会として登記ができなかったため、会長の個人名義や役員の共有名義で登記が行われていました。この場合、登記している人が亡くなったときの相続問題など、財産上の不都合が生じてしまうことがありました。



これを受けて、平成３年に行われた地方自治法の改正により、地縁による団体の認可についてあらたに定められ、自治会は所有している不動産を登記できるように法人格を持つことが可能になりました。

この制度は、一定の区域内の住民が地縁に基づき団体を形成することが前提で、自治会を対象としています。

そのため、特定の目的の活動を行う団体（テニスサークルなどの趣味の団体）や、区域内の住民の加入を一定の要件により拒む場合（老人会、婦人会などの年齢・性別を加入条件としている団体）は、認可されません。

なお、認可地縁団体になるには、次の要件を満たす必要があります。（地方自治法第２６０条の２第２項要約）

1　区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に行っていること。
2　区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
3　区域内の住民は、構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。
4　規約を定めていること。

POINT

規約に定める事項は、認可地縁団体申請に必要な事項及び方法を定めるものであり重要です。以下のことに気をつけましょう。

1　目的では、認可地縁団体の権利能力が明確にわかるように、活動内容を具体的に定めている必要があります。

2　主たる事務所の所在地は、事務所を設けていない場合、公会堂や会長宅でも構いません。

3　構成員の資格に関する事項では、正当な理由がない限り、区域内の住民すべてに加入する権利があることを明記しなければなりません。

5　自治会を法人化するには

■認可地縁団体の手続きについて

1　認可申請の事前準備

認可申請をするにあたり、自治会の規約に基づき総会を開催し、認可申請することについての決議を行います。また、規約の決定または改定、構成員の確定、代表者の決定、保有資産の確定について決議する必要があります。

認可地縁団体は、不動産の登記を目的としているため、自治会として不動産を所有していることが前提となります。また、認可申請には、氏名、住所を明記した構成員名簿と、保有資産目録の添付が必要です。

規約には「目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項」を定めなければなりません。必要に応じて整備しましょう。

2　認可申請手続き

認可申請書に次の資料を添付し、自治会長が府中市長に対して申請します。

1　規約
2　認可申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
　総会の議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの。
3　構成員名簿
　構成員全員の住所、氏名が記載されているもの。
　名簿は世帯単位ではなく、個人名で作る必要があります。
4　保有資産目録または保有予定資産目録
5　予算・決算書、事業報告書・事業計画書
　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類として提出します。
6　申請者が代表者であることを証する書類
　総会の議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの。
7　その他
　規約で定める区域を示した図面。

3　認可告示及びその後の手続き

1　認可告示及び認可通知
　認可に対して市は内部審査を経て、法人化の認可をし、告示します。
2　法人登記
　認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることになりますので、法務局への法人登記は必要ありません。
3　不動産登記
　不動産等の保有資産の登記については、事前に法務局等に確認してください。
4　認可地縁団体の義務
　告示事項の変更（会長の交代など）や規約の変更、解散をしたときは、速やかに市長に届け出なくてはなりません。
5　税金関係
　税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。詳細はそれぞれの関係機関にお問い合わせください。

6　いろいろな活動・イベントをしよう

■市内自治会の活動事例

市内自治会では、それぞれ独自に様々なイベントを開催しているほか、会員獲得のための活動など、工夫を凝らした事業を実施しています。ここでは市内の自治会活動の事例の一部をご紹介します。

ぜひ、参考にしてください。

西原町自治会の活動

市民協働の取り組み

1　公園清掃



市からの業務委託を受けて、町内３か所の公園を原則第２、第４日曜日に清掃しています（西原町東公園、西原町中央公園、西原町公園）。

２０１８年度の清掃参加者の実績は延べ５２４名です。

2　3Rごみ減量推進のため、自治会資源物回収



コミ協のごみ対策推進はもちろんのこと、市の「資源物回収事業団体登録」決定通知（暦年契約）を受けて、毎月第３日曜日に自治会資源物回収を行っています。



指定業者からの回収代金と市からの奨励金（合わせて年間約１００万円）は自治会活動に充てています。

西原町自治会の活動

会員のふれあい・安らぎの行事

1　文化センターまつりにともなう「子供みこし」

毎月７月文化センターまつりに伴う、西原町自治会独自の子供みこしが町内を巡行します。
未来を担う子供たちと若い保護者の、自治会との懸け橋として永年の歴史があり、神輿の新調を検討中です。

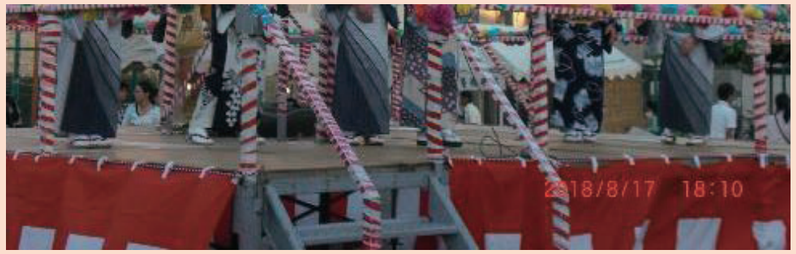




2　年間最大行事「西原町自治会盆踊り大会」

文化センターまつりや、近隣自治会のまつりを経て、やぐらが西原町にやってきます。８月中旬に行われる年間の最大行事です。

東京五輪音頭－２０２０－やオバマ・ママ（炭坑節ニューバージョン）、よさこい武蔵の協力も得ています。



3　日帰りバス旅行



９月、近隣の観光地へバス２台で出かけます。

名所旧跡より、名物や旬の果物が人気です。

4　どんど焼き、餅つき大会



正月明け、自治会館前西原町公園で「どんど焼き」と「餅つき大会」で新年を祝います。保健所と消防署の指導を受けながら、毎年事故なく盛大に行われています。

第二章　自治会を運営するには　～よりよい自治会の作り方～
6　いろいろな活動・イベントをしよう
西原町自治会の活動

安全・安心のまちづくり

1　自主防災訓練



３丁目にある銀行研修所のグラウンドをお借りし、毎年１０月に府中消防署栄町出張所の指導を受け、自主防災訓練を行っています。

２０１８～２０１９年度は府中市総合防災訓練（サブ会場）に合同参加する形で行いましたが、毎年２００～３００名の参加を得ています。

近年は自治会防災本部の立ち上げや、全世帯安否確認活動に力を入れています。班ごとの「防災ＢＯＸ」の中身の整備や、東京防災マイ・タイムラインの活用が課題です.

2　普通救命講習会・スタンドパイプ操作訓練



１１月にＡＥＤ操作方法を中心とする普通救命講習会、２月に初期消火、スタンドパイプ操作訓練を消防署の指導協力を得て実施しています。

3　町内安全パトロールなど

毎月第３日曜日に安全・防犯パトロールを、年末の３日間は「歳末特別警戒パトロール」を行っています。さらに、春・秋の交通安全運動、毎朝の学童見守り活動を行っています。



分梅第一自治会の活動

自治会員数拡大活動

１　事業の概要

目標

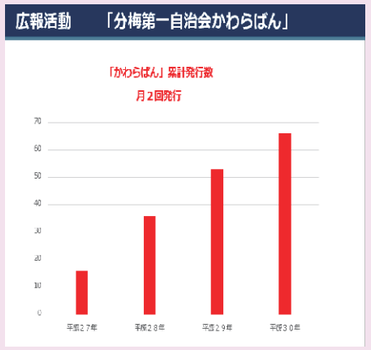
平成２７年頃まで自治会員数は毎年減少傾向にあり、危機を感じていました。そこで自治会として４年間で５割増加するという目標を立てました。

内容

原因の一つとして、自治会が何をやっているか分からないという声が大きかったことが挙げられます。様々な自活動を行っていますが、残念ながら、地域住民には十分伝わっていなかったことがはっきりしました。

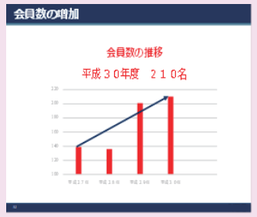
そこで広報活動強化として月２回「分梅第一自治会かわらばん」を発行することとしました。若手を交えた編集チームが担当し、現在７０号まで発行中です。

総会、定例役員会、防災訓練、集団回収、バス見学会、公園掃除、芋煮会、夜間パトロール、夏祭り、盆踊り大会等を編集チームが取材し、記事をまとめています。



「分梅第一自治会かわらばん」累計数

２　事業の効果

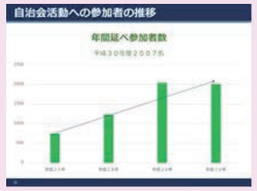


会員数の推移

会員数の増加

平成２７年から平成３０年にかけて会員数１３８名が２１０名（５２％増）となりました。

年間の自治会活動への延べ参加数７００名から２，０００名に増えました。



自治会活動への延べ参加者

自治会の声

・参加してみようと思うようになった。
・自治会にこんな防災機器があるとは知らなかった。
・幅広い自治会活動をしているとは知らなかった。

南府中自治会の活動

世代交代が進む街の交流

１　事業の概要

現状と目標

この地域では世代交代が一斉に進んでいます。なお、自営業が少ないことから昼間人口は子供とシニアが多くなります。自治会は広い意味で自助から共助の基礎（環境）を作ることです。

活動の内容

毎年７月には、会員の手作りで地域住民が楽しめる夏まつりを開催します。最近のまつりは、子供たちが楽しめるしかけが多く、町内だけでなく近隣の方や地域にお住いの方のお孫さんも大勢参加します。

イベントはフラダンスとレクダンス、武蔵國府太鼓、大抽選会です。日常活動を担うのは多彩なサークルで、２２団体があります。これらの活動で、住民相互が知り合う機会を提供しています。

シニアから子供たちまで参加者の層は広く、若い方は休日を中心に参加しています。自治会が主催する活動は夏まつり、文化祭、五町会連合行事、公園清掃などとなります。


福祉部「お茶の会」

２　事業の効果

期待される効果

・サークル活動は距離的な隣人や趣味的な隣人、世代的な隣人を生み出す機会となります。
・近所や同じ趣味の方々が知り合うことで、高齢者の見守りや災害時のお隣共助が期待できます。
・公園清掃や自治会の地区役員は、新しく住民となった方が地域社会に馴染むきっかけとなります。
・スポーツや音楽などをとおして一緒に活動をすることで、お互いを知り、助け合う環境が生まれます。

今後の展開


多摩川一斉清掃・頑張ったね！

高齢化や一人暮らしが進み、更に世代の交代が進むと同時に住民も入れ替わることになります。従来、自治会活動を支えて来た方々が減り、新しい方々が地域の活動を担うことが求められています。

新しい方が参加できるような環境の整備とともに、年齢によって参加できる活動の変化に対応することも必要です。サークル活動は、新しいサークルをスクラップ＆ビルドで作っていくことで、活動を継続することがポイントとなります。

★自治会の一年　モデル事例

■自治会の一年

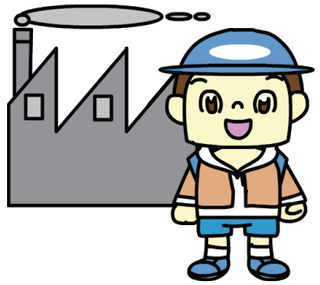
一年間を通して、いろいろな自治会が取り組んでいる事業をご紹介します。

４月～９月ごろ



定期総会

会計年度が４～３月の自治会が多いので、この時期に総会を実施する自治会が多いようです。



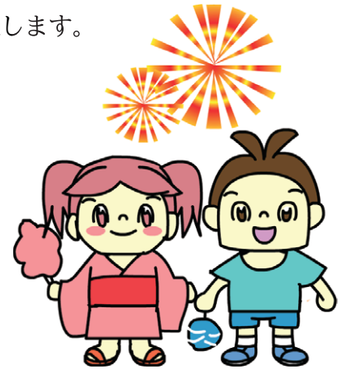
日帰り研修

施設見学などにより自治会活動に関する研修の機会を与えるとともに自治会員同士の親睦を深めることを目的に実施します。



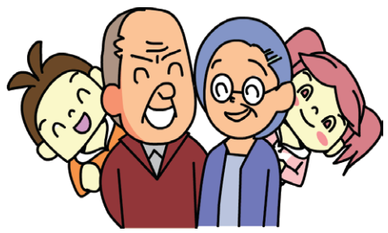
いもほりの集い

幼児～子どもを対象に近隣の畑を借りて実施します。



夏まつり

公園などを使用して自治会単位または近隣の自治会と合同で夏まつりを実施します。



敬老の集い

敬老の日に高齢者対象のイベントを実施したり、祝品を贈呈したりしています。



防災訓練

自治会によっては、自主防災組織としての側面を持つため、防災訓練を実施しています。

★自治会の一年　モデル事例

１０月～３月ごろ



運動会

近隣の学校の校庭や体育館、地区体育館などを会場に実施している自治会があります。

餅つき大会

自治会員との親睦を深め、三世代交流が図れる事業のひとつとして実施します。





歳末パトロール

年末に警察などの協力を受け、夜間パトロールを実施します。

総会の準備

総会を円滑に進めるため、役員の役割分担など総会の準備を行います。

通 年 事 業

防犯パトロール

安全・安心に暮らすために、月数回、地域内のパトロールを実施します。



子どもの登下校見守り運動

毎日の小・中学生の登下校時に、地域で見守りをします。



資源ごみの集団回収

自治会として定期的に資源ごみの集団回収を行います。（集団回収には事前登録が必要です。詳しくは３５ページをご覧ください。）

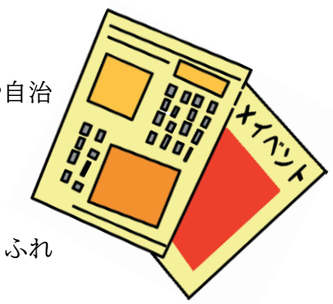
公園清掃

市から公園清掃の管理を委託されている自治会は定期的に清掃をしています。



ミニコミ誌の発行

情報誌を年に数回発行しイベント情報や自治会の近況などを各会員にお知らせします。



ふれあい交流

公会堂を会場に月１回程度、お茶を飲み、ふれあえる空間の提供をします。

1　自治連の組織

■自治連とは

府中市自治会連合会（以下、自治連という。）は、自治会同士が相互に連携協力し、共通する諸問題を協議し解決することで、府中市内の自治会活動が発展することを目的として、昭和４３年に創設されました。

自治連の組織は大きくは２つあり、自治体によって組織形態が異なります。１つは区市町村単位で組織されているものです。府中市の自治連はこちらにあたり、市内自治会の上部組織として組織されている任意の団体です。もう１つは、市内を地区割りし、それぞれに地区連合会を組織するものです。市内にも町単位で連合会を結成している地区がありますが、ここでいう自治連は府中市自治会連合会のことを指します。

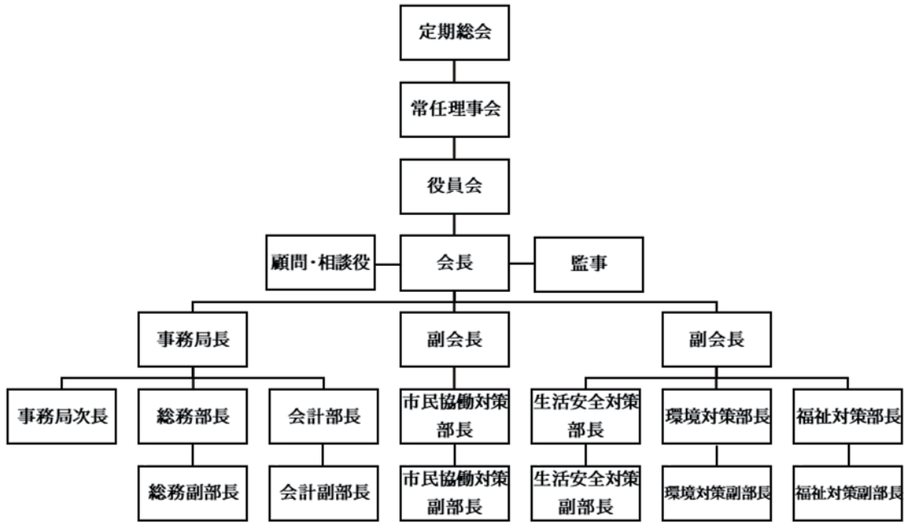
自治連は組織の性格上、事務処理や事業の企画立案を独自で実施し、「ふれあいのある、安全安心で、明るく住みよいまちづくり」に寄与しています。



■役員構成

自治連の役員構成は会則により定められており、役員は原則、自治連加盟自治会の会長の中から選任されます。

また図でも分かるように、隔月で開催している常任理事会や、毎月行っている役員会が組織運営上、重要な役割を担っており、中でも毎年６月に開催している定期総会が自治連における最高意思決定機関となります。自治連の事業計画や予算・決算などはここで決定されます。



2　自治連の事業について

■自治会の指導、育成及び援助

新任の自治会長に対し研修を実施することで、円滑な自治会運営をフォローしています。

■自治会に関する調査・研究、及び研修

平成１６年より始めた自治会アンケートを数年ごとに実施し、自治会の現況を調査・研究しています。令和元年度に実施したアンケートは、４２ページの『資料編』にてご覧いただけます。

また地域で抱える課題に対し、自治会として取り組むことができるように、防災施設や福祉施設への見学・研修や、講演会を実施しています。



■四部会事業の実施

市民協働対策部、生活安全対策部、環境対策部、福祉対策部会の四部会があり、それぞれで事業を行っています。事業実績など、詳しくは２６・２７ページをご覧ください。

■自治会未加入者の加入促進事業への支援、協力

平成１９年度に東京都の補助事業として「自治会加入促進ＰＲパンフレット」を作成しました。また平成２２年度には府中市からの委託事業として、パンフレットを改訂・増刷し、既存の自治会や自治会未加入者等に対して配布しています。

さらに、平成３０年度には「町会・自治会加入キャンペーン」として、ポスターやパンフレットの制作およびホームページ上での加入問い合わせに対応しました。

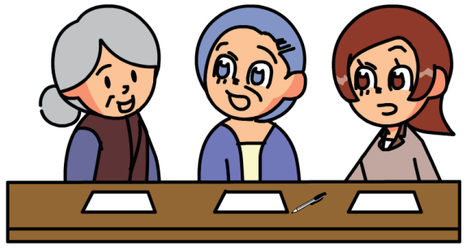


■自治会が抱える諸問題のヒアリング、協議・解決

文化センター単位で「自治連と地域市民の集い」を開催することで、それぞれの地域の自治会からの意見や要望を聞き、協議しています。

■行政や関係諸団体との連絡、連携、調整

自治会と市を結びつけるため、橋渡しとしての役割を務めています。年に一回「自治会長と市長との懇談会」を企画し、自治会長と市が直接対話できる機会を設けています。



3　最近の事業実績

■市民協働対策部事業について

平成２５年に市民協働対策部を新設し、行政と自治会が連携し円滑な市民協働を目指すための橋渡し役として、様々な活動への協力、支援を実施しています。

▼自治会活動賠償責任保険の導入

▼助成事業の申請の支援
・自治総合センターのコミュニティ助成事業
・東京都の地域の底力発展事業助成

▼府中市市民活動センター「プラッツ」との連携事業
・助成事業「プラッツと。」の審査委員
・府中市民協働まつり

▼自治連各部会の活動支援

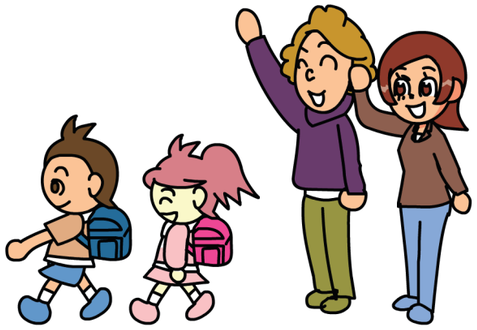


プラッツでの市民協働まつり参加

■生活安全対策部事業について

防災、防犯、交通安全に対する周知活動を中心に活動し、加盟町会の防犯や防災の啓発、自治会や管理組合に呼びかけ、様々な先進施設の見学や研修などを実施しています。

▼実施事業
・府中市合同水防訓練視察
・府中市総合防災訓練
・秋の交通安全パレード参加
・日帰りバス研修「危機管理産業展」
・防災体験学習（そなエリア東京）
・府中市自主防災連絡会（仮称）への参加協力
・マンション部会、女性会長研修会の開催



■環境対策部事業について



府中市ごみ減量･3R推進大会

環境対策部では、ごみ問題、環境美化、空き家対策などの問題に対応、参画しています。

▼委員参加
・ごみ減量・３Ｒ推進会議
・空き家等対策協議会

▼ごみ減量に関連する施設見学会
・二ツ塚廃棄物広域処分場
・ペットリファインテクノロジー（株）
・くぬぎの森環境塾　三富今昔村
・中央防波堤埋め立て処分地

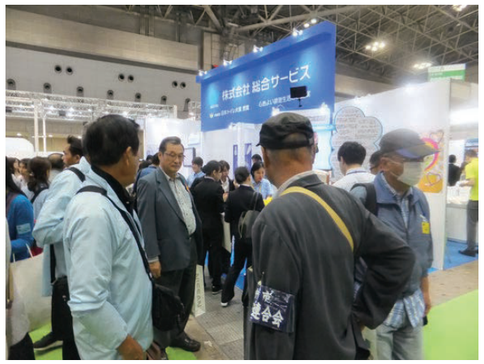
3　最近の事業実績

■福祉対策部事業について

高齢者の見守りや育児支援など福祉問題などに積極的に取り組み、研修などを実施しています。

▼委員参加
・福祉のまちづくり推進審議会委員
・子ども・子育て審議会委員
・赤い羽根共同募金審議会委員
・府中市心身障害者福祉センター審議会委員

▼実施事業
・福祉まつり参加
・福祉施設見学会　特別養護老人ホーム「わたしの家」
・日帰りバス研修「国際福祉展」



日帰りバス研修「国際福祉展」

■事務局事業について

事務局では、自治連の運営事務の他にも様々な活動を行っています。

1　定期総会の開催
組織を運営していくうえで、最も重要なものです。毎年６月に実施しています。

2　自治会長と市長との懇談会
毎年１０月ごろに自治会と市を結ぶ事業の一環として、自治会長と市長との懇談会を実施しています。

3　新任自治会長の研修会
経験豊富な自治連役員が、新しく自治会長になった方へ講義や質疑などを通してノウハウを伝えます。

4　自治連ニュースの発行
年に２回発行しており、自治連についての近況をお伝えしています。

5　自治連と地域市民の集い
文化センター圏域単位で実施することにより、各地域別の課題や意見を集約し解決に向けて活動しています。



市長との懇談会



自治連ニュース

4　具体的な活動事例

■自治連ホームページの開設



府中市自治会連合会では、平成２１年よりホームページを開設しました。

ホームページでは、最新の情報をはじめ、会則などの情報、過去の自治連ニュースを見ることができます。

府中市自治会連合会ホームページ
https://www.fuchu-jichiren.net/

■自治連の加盟推進運動



自治連への加盟自治会は年々増加傾向にあるものの、全体の約半数であり、十分とは言えません。

加盟団体が多くなることにより、自治連活動をより多く、また広い地域の自治会に対して行うことができるため、加盟率の向上が求められます。

そこで、自治連会長をリーダーとし、東部・中部・西部の３班に分かれて、地域ごとに各自治会と話し合い、問題点を抽出することにより、未加盟自治会が自治連に加盟しやすい環境の整備を行い、加盟を働きかけ、加盟自治会数の増加を図っています。自治連未加入の自治会は是非、ご加盟ください。

問い合わせ

「府中市自治会連合会事務局」

電話・ＦＡＸ：０４２－３１９－９３９６
受付時間：１０：００～１５：００（月曜日、水曜日、金曜日）



1　回覧物の配布

■市の回覧物配布委託事業について

市からの刊行物等を自治会員に回覧いただく業務や地域住民の円滑なコミュニティづくりを進めていくため、申請に基づいて委託料を支出しています。



委託料は次のとおりです。
・１５世帯以上　　：世帯数に２５０円を乗じた額
・１０世帯以上１５世帯未満：世帯数に２００円を乗じた額
・１０世帯未満　　：なし

なお、請求のできる自治会は前年１２月まで市に届出のある自治会です。

自治会回覧物は市の各課より月２回（毎月６～１０日、２１～２５日）、各圏域の文化センターを通して自治会長宅へ配付しています。

配付された回覧物は、各班に分けるなどして各世帯に回覧してください。

具体的な手続き

期限内に圏域の文化センター窓口へ書類を提出してください。

提出書類（市に提出するもの）
1　自治会等概要書（第 2 号様式）
2　支払口座振替依頼書
3　預金通帳の写し（金融機関名、口座名義人、口座番号の部分）

提示書類（窓口で提示するもの）※いずれかひとつ
1　当該年度の４月１日現在の会員名簿
2　会計報告書

※詳細は、地域コミュニティ課または各圏域の文化センターにお問い合わせください。

地域コミュニティ課
コミュニティ推進係
電話　042-335-4137

２　公共施設の利用

■利用できる公共施設

市内に１１箇所ある文化センターには、目的に応じてご利用いただける和室や会議室等があり、市に登録している自治会は使用料が減額されます。自治会の会議や打ち合わせに、ぜひご利用ください。※会議室の予約方法などは、各施設にお問い合わせください。

各文化センター一覧

※受付は平日午前９時から午後５時まで。

文化センター名	所在地	電話番号	利用時間
中央文化センター	府中町２－２５	０４２－３６４－３６１１	▽午前 午前９時から正午 ▽午後 午後１時から午後４時半 ▽夜間 午後５時半から午後９時 ▽全日 午前９時から午後９時
白糸台文化センター	白糸台１－６０	０４２－３６３－６２０８	
西府文化センター	西府町１－６０	０４２－３６４－０８１１	
武蔵台文化センター	武蔵台２－２	０４２－５７６－３２３１	
新町文化センター	新町１－６６	０４２－３６６－７６１１	
住吉文化センター	住吉町１－６１	０４２－３６６－８６１１	
是政文化センター	是政２－２０	０４２－３６５－６２１１	
紅葉丘文化センター	紅葉丘２－１	０４２－３６５－１１８８	
押立文化センター	押立町５－４	０４２－４８８－４９６６	
四谷文化センター	四谷２－７５	０４２－３６７－１４４１	
片町文化センター	片町２－１７	０４２－３６８－７００１	

その他の利用できる施設

※利用時間等の詳細は施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	利用時間
男女共同参画センター（フチュール）	住吉町１―８４ ステーザ府中中河原４階	０４２－３５１－４６００	▽平日 午前９時から午後５時

減額使用料について

対象団体は、文化センターを使用日の２ヶ月前から、３単位まで減額使用料で使用することができます。文化センターを減額使用料で利用するためには、自治会として市に登録されている必要があります。使用にあたっては、各圏域（５ページ参照）の文化センター窓口にお申し出ください。※文化センターによって、利用できる部屋は異なります。

地域コミュニティ課
コミュニティ推進係
電話　042-335-4137

３　公会堂の整備

■公会堂整備事業

自治会などが所有・管理する公会堂（集会所・自治会館含む）の整備事業に対し、市では助成金を交付しています。

なお、本助成を受けるためには、事前に申請をし、市から承認を受けることが必要となります。着工後の申請はお受けできませんので、ご注意ください。この事業は当該年度の予算内で行うため、ご希望に添えない場合もあります。ご承知おきください。

また、申請にあたっては、事前にお問い合わせください。

※公会堂とは自治会等が所有し、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を有する建物を指します。

助成内容

１　新設：事業総額の２分の１を助成。限度額９００万円。
２　改修：事業総額の２分の１を助成。限度額３００万円。
３　補修：事業総額の２分の１を助成。限度額１５０万円。

※公会堂整備事業助成はその名称のとおり、公会堂の維持管理に必要な各種工事・修繕が助成対象になります。そのため、備品や消耗品の購入・修繕、公会堂に附随しないものの新設・修繕などは対象になりません。

申請の流れ（改修・補修事業助成の場合）

1　計画：複数業者に見積りを依頼してください（二者以上）。
2　申請：《公会堂整備事業助成金申請書》を市へ提出してください。
　　提出された書類をもとに、市担当者が現地確認を行います。
3　審査：市は、提出された書類、現地確認をもとに、助成の可否を審査します。
4　承認：承認された場合【補助金等交付決定通知書】が届きます。
　　着工は通知書が届いた後にしてください。
5　完了：工事完了後、《公会堂整備事業完了（棟上）届》、《請求書兼支払金口座振替依頼書（市指定用紙）》、《施工前後の写真》を市へ提出してください。提出された書類をもとに、市担当者が現地確認を行います。その後、支払いの手続きをします。
6　報告：市からの振込みは３週間～１ヶ月後になります。
　　業者への支払い後、《公会堂整備事業成績書及び収支決算書》《施行業者への支払い領収書のコピー》の書類を市へ提出してください。

地域コミュニティ課
コミュニティ推進係
電話　042-335-4137

4　市民活動センタープラッツを活用しよう

■市民活動センタープラッツ



市民活動センタープラッツは、市民、自治会・町会、ＮＰＯ、ボランティア団体、学校、企業など、様々な立場の人が街のひろば「プラッツ」に集い、交流し、新たな拠点となることを目指し、イベントや講座、施設の貸し出しなどを行っています。

また、活動に関する相談も随時受け付けておりますので、ご活用ください。

プラッツでできること

スペースの使用・・・　会議室、フリースペース、ホール、カフェなどがあります。登録団体が優先利用できる無料スペースもあります。

情報発信・・・・・・　チラシ配架や、プラッツホームページを活用した情報発信をすることができます（条件あり）。

学び・相談・・・・・　市民活動に関する様々な講座や講演会を行っています。また、年間を通して随時相談も承っています。

交流やイベント・・・　交流会やイベントで多様な団体・個人とのネットワークが作れます。市民活動団体・企業・行政等とのコーディネートも行っています。

団体登録しませんか

登録のメリット

1　団体用スペースの優先利用
2　印刷室・ロッカー・貸出機材の利用（有料）
3　「広報ふちゅう」への掲載
4　プラッツホームページ、ＳＮＳ、メルマガへの情報掲載
5　公共施設へのチラシ配架

登録要件

1　構成員のうち過半数が市内在住者、市内在勤者もしくは市内在学者である団体、または市内に団体の事務所もしくは活動の拠点を置いている団体であること。
2　地域貢献活動または社会貢献活動を実施し、または実施しようとしている団体であること。
3　営利を目的としない団体であること。
4　特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
5　公序良俗に反しない団体であること。

協働推進課
支援係
電話　042-335-4035

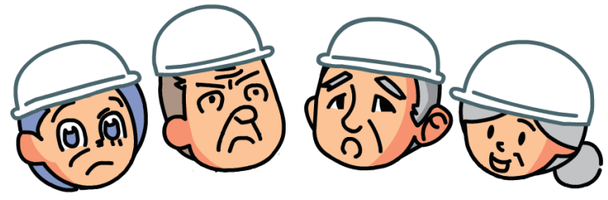
5　地域の防災活動・防災活動支援

■地域の防災活動

地震など大規模な災害が発生した場合、行政による災害対応（公助）には限界があるため、市民一人ひとりの自助と地域の協力による共助が必要不可欠です。地域住民が主体となって、自治会等で防災訓練などを実施して、地域の防災力を向上させましょう。自治会等で防災活動を始める際は、防災危機管理課にご相談ください。

地域での防災活動の例

・安否や被害についての情報収集
・救出救護活動
・負傷者の手当て、搬送
・住民の避難誘導活動



文化センター圏域自主防災連絡会

自治会等の団体が、近隣の自治会と防災活動に関して交流・協議する場として、文化センター圏域自主防災連絡会を創設しております。ぜひご参加ください。

防災危機管理課
災害対策係
電話　042-335-4098

■地域防災活動への支援

自治会などが実施する地域の防災活動に次のような支援を行っています。
※初期消火、避難、応急救護、通報などの各訓練については、府中消防署警防課防災係（電話：０４２－３６６－０１１９）にご相談ください。

地震体験車「マグマⅡ」の派遣

震度７の揺れを体験できます。
利用の申込みは、訓練実施予定日の３か月前の月の１日から７日の間に受け付けます。

出前講座による防災学習会

職員が地域の公会堂や集会室等に出張して防災講話を行います。
「日頃の備え」や「防災の心得」、「地震災害」、「風水害」といったテーマを決めて勉強会や防災座談会を行う際にお申込みください。

災害用備蓄食料の提供

炊き出し訓練を実施する場合、試食のためのアルファ米や乾パンの備蓄食料を提供します。

防災危機管理課
災害対策係
電話　042-335-4098

6　災害時要援護者名簿への登録

■災害時要援護者名簿への登録

災害発生時に自ら避難することが困難な方を、地域の支え合いにより支援するために、災害時要援護者名簿を作成しています。災害時要援護者名簿は、市と協定を結んだ自治会や民生委員などの地域の支援機関に提供され、地域で支え合いの仕組みを作り、災害発生時に安否確認や避難を支援するために活用されます。

災害時要援護者名簿に登録できる方

自治会などへ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する方

- ７５歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 要介護認定で要介護３～５の方
- 肢体不自由者は１～3 級、視覚障害者は１・２級、呼吸器機能障害者は１級の身体障害者手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
- １～３度の愛の手帳、１～３級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
- 日中は家族が不在で１人になるなど、上記と同様の状況にあると認められる方

登録から避難までのながれ

対象者からの申請に基づき、市が災害時要援護者名簿を作成します。自治会に加入している方の名簿は、それぞれの加入自治会に提供され、自治会と登録者本人が相談して支援者または支援グループを選定します。自治会未加入の方の名簿は、民生委員に提供され、民生委員と登録者本人が相談して支援者または支援グループを選定します。

支援者となった方または支援グループが登録者宅を訪問し、避難方法などを相談しながら、避難支援カードを作成します。災害発生時には、支援者または支援グループができる限り安否確認をし、必要に応じて避難所への避難を支援します。

救急医療情報キット

災害時要援護者名簿対象者でご希望の方には、救急医療情報キットを配付します。医療情報や緊急連絡先などを記載した情報提供書をキットに入れて自宅の冷蔵庫に保管していただき、救急時や避難するときに持ち出し活用します。

災害時要援護者名簿の登録・救急医療情報キットの申込み

所定の様式に必要事項を記入し、市役所１階高齢者支援課または各地域包括支援センターへご持参ください。

防災危機管理課
災害対策係
電話　042-335-4098

地域福祉推進課
社会福祉係
電話　042-335-4161

高齢者　要介護認定を受けている方

高齢者支援課
福祉相談係
電話　042-335-4496

障害のある方

障害者福祉課
援護担当
電話　042-335-4962

7　資源ごみの回収奨励金（集団回収）

■集団回収（資源物回収奨励事業）

集団回収とは、地域の皆さんがお互いに協力し自主的に分別して、古繊維や古紙類、びん、かん、紙パックなど、家庭から出るリサイクル可能な資源物を回収する事業です。

ここで回収された資源物をリサイクルに回すことによって、大幅なごみの減量が可能となります。活動の活性化を図るため、集団回収に積極的に取り組む回収団体に対し、市から奨励金を交付しています。



集団回収の流れ

1　新規団体登録申請を行う
　団体から市長へ「申請書」「委任状」の提出

2　団体登録決定
　市長から団体へ「登録決定通知」の送付

3　資源物の回収を行う

4　資源物の引渡し
　団体から回収業者へ、回収した資源物の引渡しを行う

5　伝票の発行
　回収業者から団体へ「資源物売却伝票」の引渡し

6　奨励金の申請
　団体から市長へ「５」で回収業者から発行された白色の資源物売却伝票を「奨励金交付申請書」に添付して、３ヶ月ごとに奨励金の申請を行う

7　申請内容の審査
　「６」で申請された伝票の内容等の審査

8　奨励金の交付
　市長から団体へ奨励金の交付

9　登録の更新
　団体から市長へ「申請書」「委任状」の提出
　※毎年１２月に登録の更新となります。継続申請書等は事前に代表者に送付しますので、申請期限までに更新手続きをしてください。

ごみ減量推進課
3R推進係
電話　042-335-4437

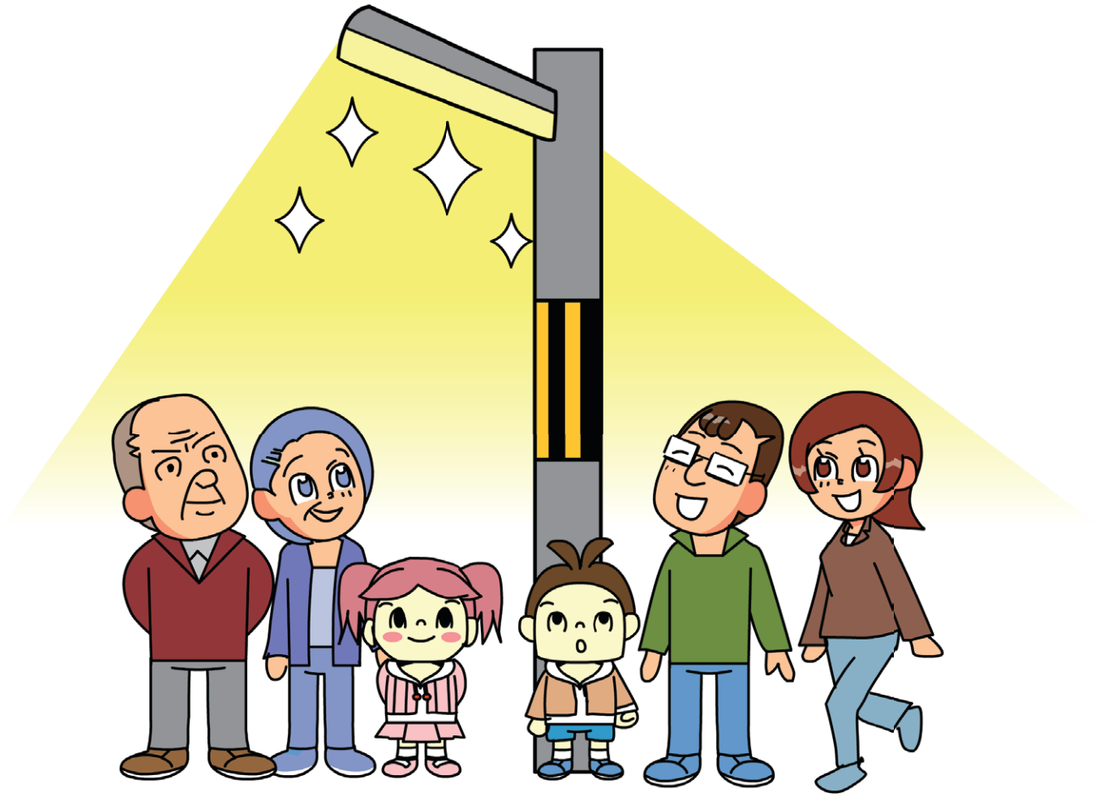
8　街路灯・防犯灯

■街路灯･防犯灯について

市では、交通事故や犯罪のない「明るいまちづくり」を目指し、道路に街路灯を設置しています。自治会などで管理しているものには、電気料金を市から補助する制度があります。

詳細については、管理課監察係へお問い合わせください。

なお、球切れや故障のときは、お手数ですが場所と管理番号を管理課補修係またはコールセンターへご連絡ください。



管理課　監察係
電話　042-335-4328

管理課　補修係
電話　042-335-4536
コールセンター
0570-666-181

9　社会福祉協議会が実施する自治会への支援策

■社会福祉協議会が実施する地域福祉活動

社会福祉協議会は、「みんなが主役！地域でささえあうまちづくり」を基本理念に市民が抱えている様々な生活上の諸問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決をはかるため、次の各種事業を推進しています。



わがまち支えあい協議会

わがまち支えあい協議会は、より身近な生活圏域の中で、地域住民や自治会などの地縁組織・地域の団体等が、地域の困りごとを我がこととして共有し、ともに解決していくしくみです。

協議会を通じて、地域で様々な支えあい活動が生まれ、地域ニーズに基づいた課題解決のための取り組みが広がることを目指しています。

協議会には、自治会の方々をはじめとして、どなたでも参加することができます。毎月、各文化センター等で定例会を開催しています。

地域福祉コーディネーター

既存の制度やサービスでは解決が難しい「一人ひとりが抱える課題」に寄り添い、その課題を地域の課題としてとらえ、地域の皆さんと一緒に解決方法を探る専門職です。お気軽にご相談ください。

出張講座等

認知症サポーター養成講座をはじめ、未来ノート書き方講座、避難所運営ゲーム、車いす体験、高齢者疑似体験など、社協職員が機材とともに講師として出張します。なお、事前に申込み、打合せ等が必要です。

テントの貸出し

市内の自治会、福祉団体、ボランティアグループ等が開催する行事にテントを無料で貸出しをしています。なお事前に申込みが必要です。

府中市
社会福祉協議会
電話　042-364-5137

１０　補助・助成事業

■コミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に本事業を実施しています。

ここでは、自治会・町会が主体となって申請が可能な事業について、一部をご紹介します。（※助成金額や助成対象は、令和元年１０月時点のものとなります。実施要項や留意事項の詳細をかならずご確認ください。）

一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対する助成で、原則、申請１件あたり１００万円以上となる掲示板、テントや公会堂の備品等が対象です。

助成金額は１００万円から２５０万円までの範囲で、自治総合センター理事長が決定した金額です。

コミュニティセンター助成事業

コミュニティ活動のための集会施設（公会堂等）の新築等に関する事業に対する助成です。

助成額は対象の事業の５分の３以内に相当する額で、１，５００万円までの範囲で、自治総合センター理事長が決定した金額となります。（認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要です。認可地縁団体については１５ページを参照）

地域防災組織育成助成事業　自主防災組織育成助成事業

当該地域を災害から守るために結成した組織が行う、地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業に対する助成で、原則、申請１件あたり１００万円以上となる掲示板、テントや公会堂の備品等が対象です。

助成金額は３０万円から２００万円までの範囲で、自治総合センター理事長が決定した金額です。

申請と実績報告の流れ

1　事業を実施したい都市の前年の９月ごろ府中市に申請し、当年の３月末ごろに可否が決定されます。

2　事業実施後に、領収書等を含む実績報告を府中市に提出、自治総合センターの審査を受けます。

3　自治総合センターで認められた補助額が東京都、府中市を経由し、自治会・町会に振り込まれます。

4　１団体あたり年度内に１事業のみ申請できます。

※助成には審査があります。申請通り交付決定されるとは限りません。また、実施後の実績報告の内容に不備等があった場合、不交付または減額される場合があります（事業実施経費は自己負担となります）。

実施要項や留意事項の詳細は下記ホームページをご確認ください。

一般財団法人自治総合センター　コミュニティ助成事業について
https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity

地域コミュニティ課
コミュニティ推進係
電話　042-335-4137

防災危機管理課
災害対策係
電話　042-335-4098

１０　補助・助成事業

■地域の底力発展事業助成

地域活動の担い手である自治会・町会の皆さんが行う地域の課題を解決するための取り組みを推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

申請できる団体

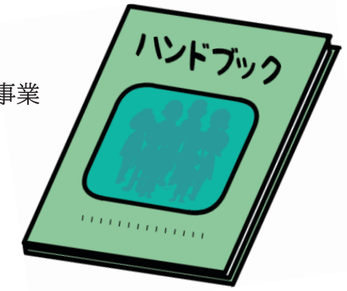
単一の自治会・町会のほか、市内の一部地域を単位とする自治会・町会の連合組織（〇〇町連合自治会など）も対象となります。

ただし、団体の会則・規則、役員名簿、前年度の活動実績および決算状況が分かる資料の提出が必要です（マンションの管理組合等、対象外の団体もありますので、詳しくは東京都へご確認ください）。

助成対象事業の一例

地域の課題解決のための取り組み

事業例　　世代間交流イベント
　　地域紹介ガイドブックの作成と、その活用による加入促進事業



複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組

事業例　　２町会合同で実施する避難所運営訓練
　　５町会対抗運動会

申請について

助成の募集は年４回実施しています。１団体あたり年度内に１回のみ申請できます。助成金額は事業区分や団体の種類によって異なります。

電話相談窓口へお問い合わせいただくか、下記ホームページをご確認ください。

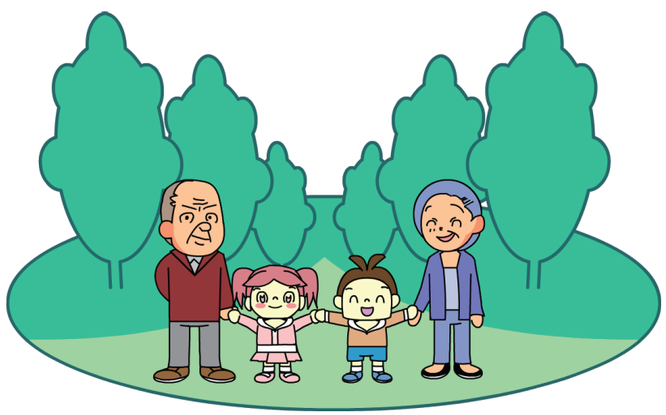
地域の底力発展事業助成について
http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiryoku/0000000717.html

東京都
生活文化局　都民生活部
地域活動推進課　地域活動支援担当
電話　03-5388-3166

１１　関係部署一覧

■市役所関係

部課名	電話番号	問い合わせ内容
	０４２－３６４－４１１１	市役所の代表電話
広報課	０４２－３３５－４０１９	広報ふちゅう、市のホームページ
広報課	０４２－３６６－１７１１	市民相談（専門相談）、自治会長と市長との懇談会
協働推進課	０４２－３３５－４４１４	市民協働の推進
地域コミュニティ課	０４２－３３５－４１３７	自治会、自治振興委託料、公会堂整備補助、コミュニティ助成
スポーツ振興課	０４２－３３５－４４９９	スポーツ指導者の派遣
地域福祉推進課	０４２－３３５－４１６１	民生委員・児童委員
高齢者支援課	０４２－３３５－４０１１	シニアクラブ
高齢者支援課	０４２－３３５－４４９６	福祉総合相談、災害時要援護者名簿（高齢者）
高齢者支援課	０４２－３３５－４１１７	介護予防事業
高齢者支援課	０４２－３３５－４５３７	包括ケア関係、地域包括支援センター、認知症サポーター養成講座、見守りネットワーク
障害者福祉課	０４２－３３５－４９６２	災害時要援護者名簿（障害者）
児童青少年課	０４２－３３５－４４２７	青少年対策地区委員会、子ども会
児童青少年課	０４２－３３５－４３００	学童クラブ、放課後子ども教室
防災危機管理課	０４２－３３５－４０９８	災害時要援護者名簿（事業の仕組み）、普通救命講習教材費の助成、自主防災組織、地域防災訓練への支援
防災危機管理課	０４２－３３５－４０６８	消防団
環境政策課	０４２－３３５－４１９５	美化協定、自主清掃、多摩川清掃、空地・空家対策
環境政策課	０４２－３３５－４１９６	公害の相談
環境政策課	０４２－３３５－４３１５	市民花壇、落ち葉の銀行
地域安全対策課	０４２－３３５－４１４７	交通安全、防犯の啓発
ごみ減量推進課	０４２－３３５－４４３７	集団回収（資源物回収奨励事業）奨励金
管理課	０４２－３３５－４３２８	防犯灯



１１　関係部署一覧

■その他公共施設及び関係団体

施設名	住所	電話番号	備考（地域包括センターは担当地区）
介護予防推進センター	分梅町１の 31 いきいきプラザ	042-330-2010	
府中市地域包括支援センター泉苑	武蔵台１の 10	042-366-0171	武蔵台、北山町、西原町、日鋼町、東芝町、美好町（1、２丁目）
府中市地域包括支援センターよつや苑	四谷３の 66	042-334-8133	四谷、住吉町、分梅町、美好町（３丁目）
府中市地域包括支援センターあさひ苑	朝日町３の 17 の１	042-369-0080	多磨町、若松町１丁目、紅葉丘、朝日町、白糸台（1、2、３丁目）
府中市地域包括支援センター安立園	晴見町１の 11 の２	042-367-0550	晴見町、幸町、府中町、天神町、寿町
府中市地域包括支援センターしみずがおか	清水が丘１の３	042-363-1661	八幡町、清水が丘、押立町、白糸台（4、5、６丁目）
府中市地域包括支援センターかたまち	片町２の 14 の５	042-336-5831	片町、宮西町、宮町、矢崎町、本町、日吉町
府中市地域包括支援センターしんまち	新町１の 67 の 2-103	042-340-5060	新町、栄町
地域包括支援センター緑苑	緑町１の 39 の３	042-367-6215	緑町、浅間町、若松町（2～5 丁目）
府中市地域包括支援センターにしふ	西府町２の 24 の６	042-360-1380	西府町、本宿町、日新町
府中市地域包括支援センターこれまさ	是政２の 38 の１　２階	042-314-0451	是政、小柳町
府中市地域包括支援センターみなみ町	南町２の 24 の２	042-336-1250	南町
リサイクルプラザ	四谷６の 58	042-365-0502	
プラッツ	宮西１の 100	042-319-9703	府中駅南　ル・シーニュ５、６階
文化センター	（３０ページ）	（３０ページ）	
男女共同参画センター「フチュール」	住吉町１の 84 ステーザ府中中河原	042-351-4600	男女共同参画センター「フチュール」の部屋貸し出し
生涯学習センター	浅間町１の７	042-336-5700	生涯学習センターの使用
市民会館	府中町２の 24	042-361-4111	ルミエール府中内
府中の森芸術劇場	浅間町１の２	042-335-6211	
府中の森芸術劇場分館	宮町１の 100	042-319-9737	ル・シーニュ地下２階
府中市社会福祉協議会	府中町 1-30	042-364-5137	
府中ボランティアセンター	府中町 1-30	042-364-0088	
府中交通安全協会	府中町２の 25	042-366-4330	振興会館内
府中防犯協会	府中町１の 10	042-364-0111	府中警察署内
多摩府中保健所	宮西町１の 26 の１	042-362-2334	東京都府中合同庁舎内
警視庁府中警察署	府中町１の 10	042-360-0110	
東京消防庁府中消防署	寿町１の５	042-366-0119	中央防災センター内

1　府中市内自治会の統計

■府中市内自治会の統計

1　府中市の自治会数推移（表１：平成３０年４月１日現在）

府中市の自治会数は平成６年度の３５８自治会から平成３０年度に３９６自治会と約１１％増えました。

これは災害発生を契機とした、防災意識の高まりなどが反映されていること、近年建設が続くマンションなどの集合住宅単位で自治会となるケースが増えていることが理由として考えられます。

府中市の自治会数推移（表１）

年度	自治会数	年度	自治会数
昭和６１年度	３６０	平成１５年度	３９１
昭和６２年度	３６３	平成１６年度	３９０
昭和６３年度	３６６	平成１７年度	３９１
平成元年度	３６３	平成１８年度	３９９
平成２年度	３６３	平成１９年度	３９７
平成３年度	３６２	平成２０年度	３９９
平成４年度	３６１	平成２１年度	４０３
平成５年度	３５９	平成２２年度	４０５
平成６年度	３５８	平成２３年度	４０３
平成７年度	３５９	平成２４年度	４０６
平成８年度	３６６	平成２５年度	４０５
平成９年度	３７７	平成２６年度	４０３
平成１０年度	３７９	平成２７年度	４００
平成１１年度	３８３	平成２８年度	３９９
平成１２年度	３８７	平成２９年度	３９８
平成１３年度	３８８	平成３０年度	３９６
平成１４年度	３９１		

2　府中市の自治会加入世帯数

府中市の自治会加入世帯数推移は、５ページの表２にて図示していますが、平成２３年度と平成３０年度を対比すると以下のようになります。

	平成２３年度	平成３０年度	増減数	対比
人口（府中市全体）	２５１，０３７	２５８，５６７	＋７，５３０	３％増
世帯数（府中市全体）	１１７，８１７	１２３，８５３	＋６，０３６	５％増
自治会加入世帯数	７３，１６７	７０，３１８	△２，８４９	４％減
自治会加入率	６２．１０％	５６．７８％	△５．３２％	－

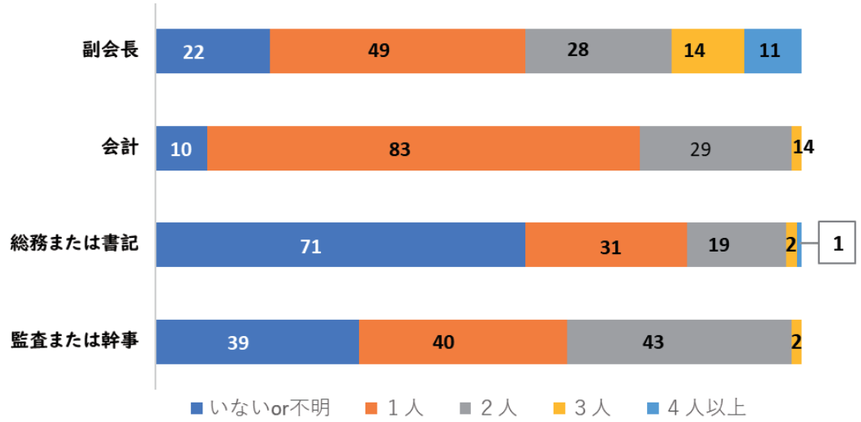
1　府中市内自治会の統計

■自治会アンケート調査結果

令和元年７月～８月に自治会連合会が加盟自治会に対してアンケートを実施しました。
※自治会連合会加盟２１０自治会に対して調査、回答１２４件、回答率５９．０％でした。

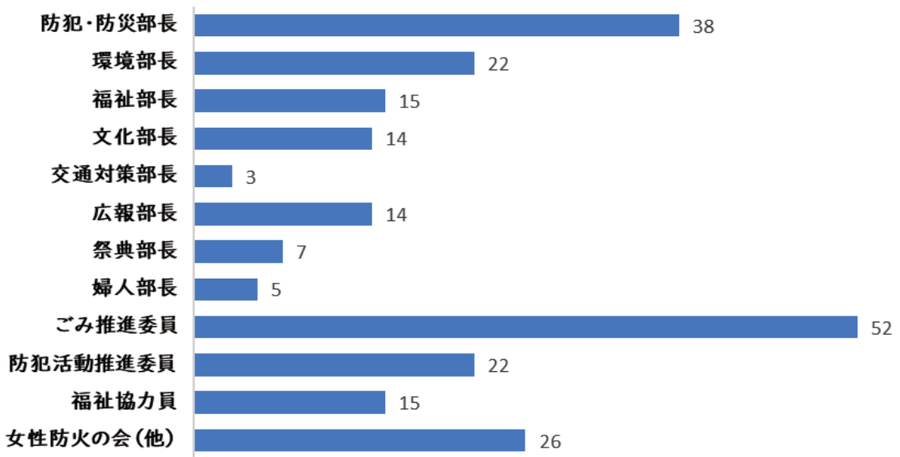
1　自治会の組織について（数字は自治会数）

自治会の規模によって異なりますが、きちんと役職を設定し、役割分担を整理することで各自の負担が軽減され、より公正な自治会運営ができます。



表の役員は公正な自治会運営をするうえで必要となる基本的な役職といえますが、少数で運営している自治会では、このような役員編成ができない場合もあります。そうした場合でも、それぞれの自治会で現在設置されている役職の中で、役割分担を明確にすることが重要となります。

2　その他の役職について（数字は自治会数）

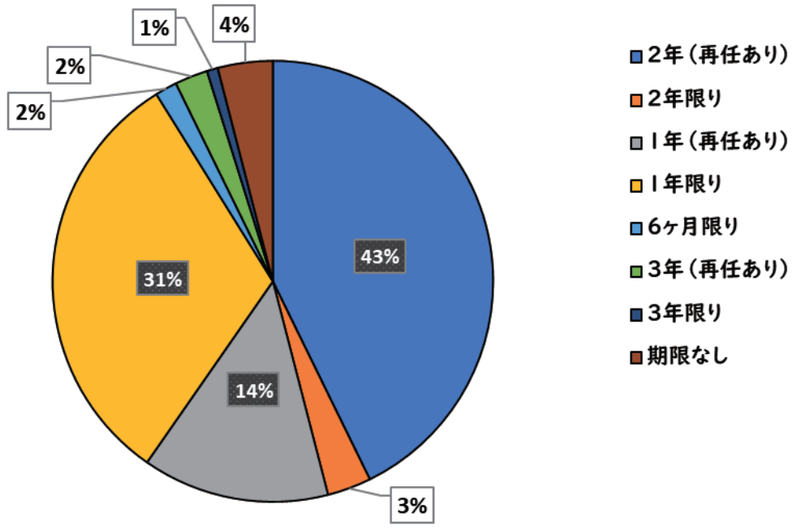


件数は人数ではなく件数でカウントしています（担当者がいる場合は１）。役職の数が多いと、様々な活動・事業を実施するうえで、個人の負担や責任が軽減されます。また意見も広く集約できるため、より内容のある活動・事業ができる可能性があります。

1　府中市内自治会の統計

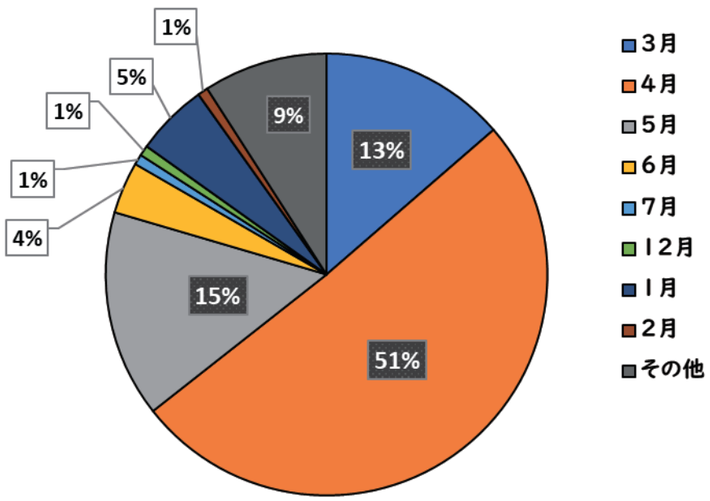
■自治会アンケート調査結果（つづき）

3　役員の任期について（割合は自治会数）



役員の任期は、ほとんどの自治会が定めているものの、「ただし、再任を妨げない」としています。役員の担い手不足などの課題を抱えている自治会も多く、１～２年の任期の輪番制で役員が変わっている自治会も多いようです。

4　定期総会の開催月について（割合は自治会数）

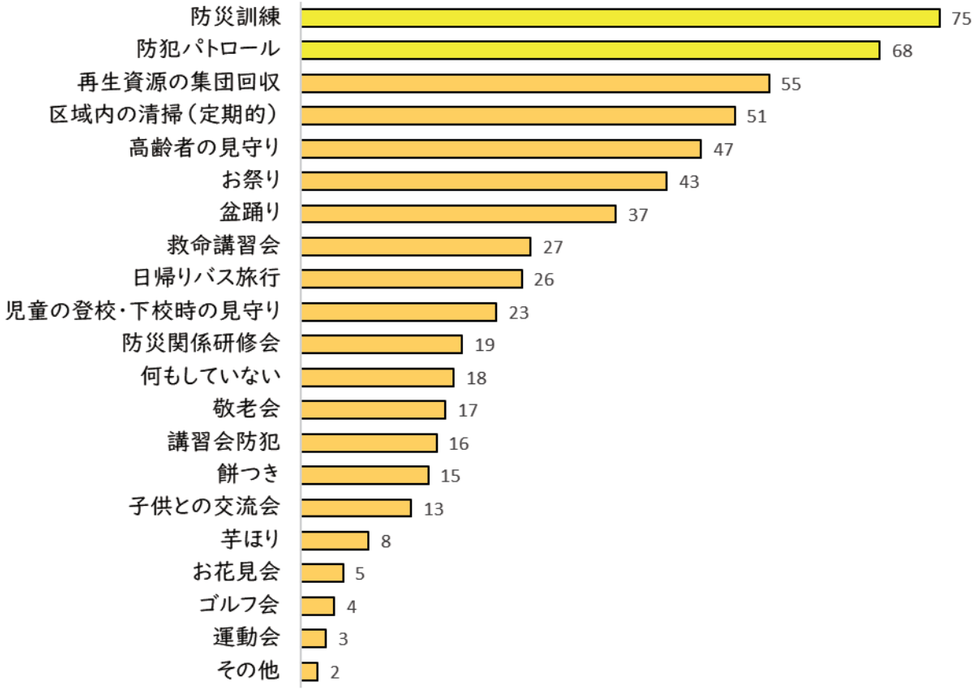


自治会の総会は、会計年度の始まりの月に前年度の決算報告、新年度の予算案、事業計画の議決を行うことが通例のため、年度を「期」とする自治会は３～５月、暦年の場合は１月に行う自治会が多いようです。また総会を実施しない自治会もありますが、何らかの形で住民の意思を集約することが必要です。

1　府中市内自治会の統計

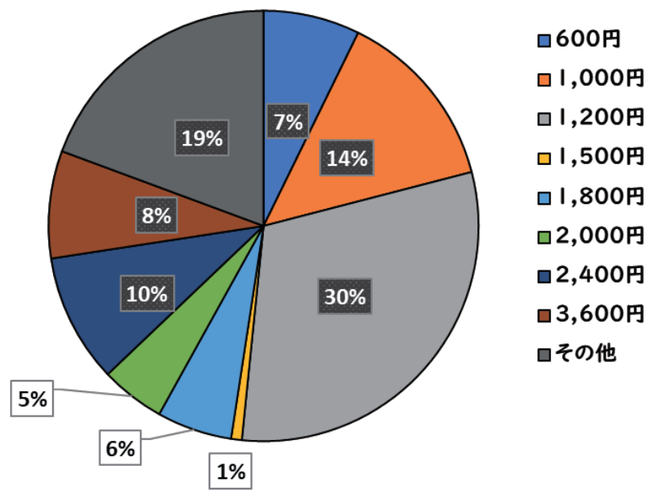
■自治会アンケート調査結果（つづき）

5　自主的な活動について（数字は自治会数）



最近は、水害や地震などの災害の発生が多発していることから、防災への関心が高まっています。防災訓練と防犯パトロールは、５０％以上の自治会が実施しています。

6　自治会費について（割合は自治会数）

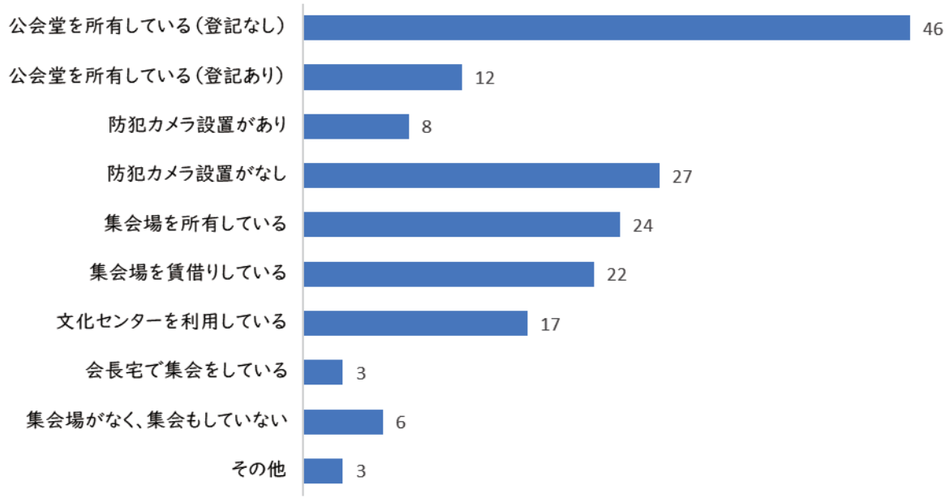


自治会費は年額１，２００円、１，０００円、６００円で全体の５１％を占めています。３，６００円以上では２４，０００円などもあり、集合住宅の共営費に含まれているケースがあるようです。

1　府中市内自治会の統計

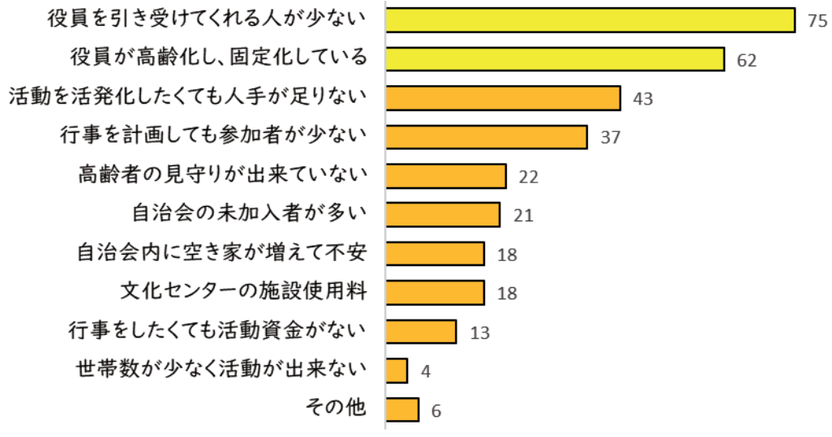
■自治会アンケート調査結果（つづき）

7　公会堂および集会場等について（数字は自治会数）



多くの自治会が公会堂や集会場等を所有していますが、登記まで実施している自治会はそれほどおおくありません。また、所有していない自治会でも、賃貸や文化センターを利用して定期的に集会を行っています。

8　現在抱えている問題について（数字は自治会数）



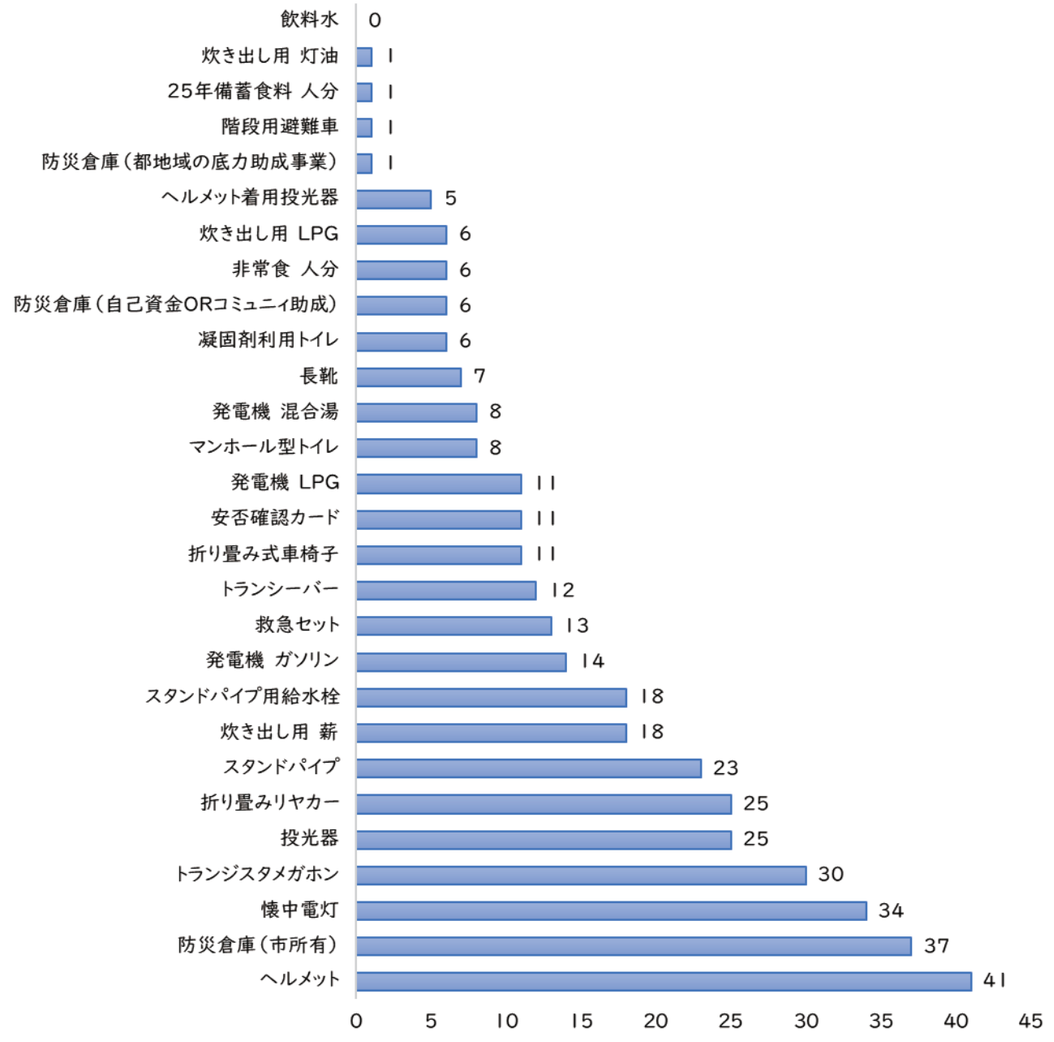
自治会が抱えている問題の多くは、役員の成り手不足や、活動に関する人手不足など、参加人数を確保することに起因しています。一方で自治会の未加入者は増えており、今後もいかに自治会の加入者を拡大していくかが課題となっています。

2　防災に関する調査

■防災に関するアンケート調査結果

令和元年の今回のアンケートでは、昨今において関心が高まっている地域防災について別途尋ねています。

1　災害発生時の防災資器材の準備状況について（数字は自治会数）



自治会によって加入者数には幅があり、すべての自治会が十分な備蓄を用意することは困難な面もありますが、備品以外の備蓄は充実しているとはいえない状況にあります。

自治会連合会では、助成制度を利用した災害への備えの相談を行っています。各自治会は、制度を上手に活用しながら資機材を充実させていくことが望まれます。

2　防災に関する調査

■防災に関するアンケート調査結果（つづき）

2　その他の設問について（数字は自治会数）

町内の耐震化は進んでいる‥‥‥はい　14　いいえ　102

公会堂の耐震化は進んでいる‥‥‥はい　20　いいえ　85

公会堂のガラス飛散防止フィルムの設置は進んでいる‥‥‥はい　2　いいえ　64

防災への関心は高くとも、一部の自治会を除いて、実際の準備はあまり進んでいないことが分かります。災害が起きる前に準備を進めていく必要があります。

3　災害時要援護者支援制度の問題点について（数字は自治会数）

制度について問題点だと思われる意見を集約しました。災害時に適切な運用を行うためにはもっと実際的である必要がある、と考える自治会が多くみられました。

- この制度は地域住民によるボランティア活動であるのに「個人情報保護」が余りに強く前面に出て、運営上の「縛り」が多すぎる。‥‥　34
- 協定書の中で（3）災害対策以外に名簿は使用しないこと　と限定しているが名簿の対象者は、今、大きな社会問題となっている「孤独死」のリスクの高い人達である。従って、災害対策に限定すべきでない。‥‥　29
- 名簿の閲覧は、一覧表で市に提出した者以外は禁止し、又、コピーも禁止としているが、対象者が大勢いる自治会等は運営に支障をきたす。‥‥　19
- 支援者を探すのは、自治会等（役員）と民生委員となっており、役割が重複している。どちらが優先して担うのか明確にすべきである。民生委員が誰か知らない自治会等もある。‥‥　18
- 支援者を複数（２～３人）に特定したとして、災害発生時にその支援者が要援護者の近所にいるとは限らない。支援者として選定されなかった人には要援護者の存在が分からないので（或いは無関心となる）この制度があるために救済される機会を失ってしまう恐れがある。‥‥　15
- こちらから名簿の提出を要請したわけではないのに協定書の提出や名簿閲覧役員一覧提出を求めるのは理解しがたい（個人情報が漏洩した場合の市の責任逃れの為としか考えられない）。‥‥　14
- 自治会等役員が「名簿記載者宅を訪問し、要援護者本人や家族の意向に沿って、近所の人に支援者になってもらう」としているが、これでは要援護者に支援者の選択権があることになる。支援者に賛同してくれた人に失礼。また、家族の意向に沿ってとあるが、通常、家族は同居していない。‥‥　10
- 支援者は要援護者宅を訪問し、「避難支援カード」を受け取る。支援カードの記載は支援者がしてはならないとしているが、そうするならば、訪問時は自治会長または役員が同伴し、要援護者から記載を要請された時は、自治会長又は役員の代筆を認めるとすべきである。‥‥　10

3　自治会の防災力を考える

■アンケート調査からみた府中市内の町会の防災力

防災力について回答を見ると、何もしていない自治会・町会が半数を超えています。

今後、３０年以内に７０％の確率で大規模地震が想定されている中で、何もしていない理由は、今回のアンケートでは回答はありません。しかし、災害発生時は行政が対応するという認識であると想定できます。

災害発生時は、行政職員も被災しており、速やかな対応を期待することができません。地域の会員の生命を守るためには、公助・共助・自助の言葉が有りますが、各自治会でも自助の力を構築していく必要があります。

下はスタンドパイプ他各種の防災資器材を準備している町会の事例です。この町会では、スタンドパイプを１５台整備していますが、一度に揃えたのではなく毎年少しずつおよそ５年をかけて準備しています。使用するような事態にならないことが一番ですが、いざというときが来た時のために、しっかりと用意しておきたいものです。



書 式 例



書式例　各種書式のひな形

■自治会規約のひな形

○○自治会規約

（名称）
第１条　本会は○○自治会と称す。
（事務所）
第２条　本会の事務所は○○に置く。（「会長宅に置く」など）
（区域）
第３条　本会の区域は、府中市○○町○丁目○○番地の○から○○番地の○までとする。
（会員）
第４条　本会の会員は、第３条に定める区域内に居住する世帯主又はこれに準ずる者を対象とする。
　２　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
　３　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
（目的）
第５条　本会は地方自治の本旨に則り、会員の共同福祉増進、文化の向上に努めると共に、会員の親睦融和を図ることを目的とする。
（事業）
第６条　本会は、第５条の目的を達成するため、次の事業を行う。
　（１）会員相互の親睦に関すること
　（２）清掃、美化等の環境整備に関すること
　（３）防災、防火、交通安全に関すること
　（４）住民相互の連絡、広報に関すること
　（５）公会堂の維持管理に関すること
　（６）・・・・・・
（役員の種別）
第７条　本会に次の役員を置く。
　（１）　会長　　１人
　（２）　副会長　○人
　（３）　会計　　○人
　（４）　書記　　○人
　（５）　監事　　○人
（役員の選任）
第８条　役員は、総会において、会員の中から選任する。
　２　監事と会長、副会長、会計及び書記は、相互に兼ねることはできない。

■自治会規約のひな形

（役員の職務）
第９条　会長は本会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　会計は、会の会計を担当する。
４　書記は、会の総務及び書記を担当する。
５　監事は、会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。
（役員の任期）
第１０条　役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（総会の種別）
第１１条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第１２条　総会は、全会員をもって構成する。
（総会の審議事項）
第１３条　総会は、次に掲げる事項を審議議決する。
（１）事業計画及び事業報告に関する事項
（２）予算案及び決算に関する事項
（３）役員の選任に関する事項
（４）規約に関する事項
（５）その他会務上必要な事項
（総会の開催）
第１４条　総会は、会長が召集する。
２　通常総会は、年１回開催する。
３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）全会員の３分の１以上から請求があったとき
（総会の議長）
第１５条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第１６条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。
（総会の議決）
第１７条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会の書面表決等）
第１８条　やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における第１５条及び第１６条の規程の適用については、その会員は出席したものとみなす。

■自治会規約のひな形

（総会の議事録）
第１９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
（３）開催目的、審議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。
（議事録の公開）
第２０条　会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。
（役員の構成）
第２１条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
（役員の権能）
第２２条　役員会はこの規約で別に定めるものの他、次の事項を審議し議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（役員会の招集）
第２３条　役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。
（役員会の議長）
第２４条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。
（役員会の定足数等）
第２５条　役員会には、第１５条、第１６条、第１７条、第１８条及び第１９条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。
（経費）
第２６条　本会の運営に要する経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
（会費）
第２７条　会費は、１世帯月額〇〇〇円とする。
（会計年度）
第２８条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（規約の変更）
第２９条　この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。
（委任）
第３０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則
この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

■予算書･決算書のひな形

前年度決算書と当該年度予算書は同じ書式を使用しているケースが多いようです。予算・決算書ともに説明欄を設け、内訳が詳しく分かるように記載しましょう。

※予算書は※赤字 に読み替えてください。

令和〇〇年度　決算書（※予算書）

収入の部　　単位：円

科　目	予　算 ※本年度	決　算 ※前年度	差　引 ※増　減	説　明
会　費				会員〇〇世帯×〇〇円
公会堂使用料				〇〇団体使用
市からの委託金				自治振興委託料、 公園管理委託料等
市からの助成金				公会堂補修事業助成
雑収入				預金利息、資源ごみ回収奨励金
寄付金				〇〇から寄付金
小　計				
前年度繰越金				
合　計				

支出の部

科　目		予　算 ※本年度	決　算 ※前年度	増　減 ※増　減	説　明
会議費					総会、役員会開催
公会堂	維持管理費				水道、電気、ガス使用料
	修繕費				〇〇修繕費
	保険料				火災保険料
管理事務費					消耗品等
表彰費					退任役員記念品
備品費					机〇台購入
活動補助費					子ども会への補助
諸会費					自治会連合会、防犯協への会費
地域活動費					防犯、環境美化活動
業務委託費					子ども会への委託
レク事業費					〇〇事業開催
積立金					公会堂建替え積立金
予備費					弔慰金ほか
小　計					
次年度繰越金					
合　計					

■各国語対応「自治会･町会に加入しよう」

加入にあたり必要な問い合わせ等の、英語・中国語・韓国語の対応訳となります。

町会･自治会ってなんですか？

町会・自治会は、同じ地域に住んでいる人が集まって、自分たちのまちを住みよくするために活動している団体です。誰でも加入することができます。町会・自治会は、住民同士の顔が分かる関係を大切にしています。

Town councils and community groups are:

Town councils and community groups are organizations made of residents of the community in the neighborhood area to make the community more livable. Anyone can join! Through various activities, residents can become familiar with each other.

街道居委会是一个什么样的组织？

街道居委会和自治会是居住在同一地区的居民汇集在一起，为创造所居住地区有一个更舒适的环境而组成的团体。每一位居民都可加入。街道委员会和自治区非常重视居民间的相识和交流。

마을회･자치회란 무엇입니까？

마을회 자치회는 같은 지역에 살고 있는 사람들이 모여서, 자신들의 마을을 살기 좋게 하기 ㅜ이하여 활동하고 있는 단체입니다. 누구라도 가입할 수 있습니다. 마을회 자치회는 주민들끼리 얼굴을 아는 관계를 중요하게 여기고 있습니다.

どんな活動をしているの？

- 地域の住民が交流するお祭
- 季節のイベント開催
- まちをきれいにする清掃活動
- 災害に備えて防災訓練を実施
- 地域の見守り活動やパトロール
- 掲示板を使用して行政や地域の情報をお知らせ

※活動内容は、それぞれの町会・自治会によって異なります。

Activities:

- Festivals in which residents can participate together
- Seasonal events
- Cleanup activities in the community
- Disaster preparedness drills
- Crime prevention activities including neighborhood watch anticrime patrols
- Passing along information from the town council or community groups via bulletin boards

Each town council/community group conducts its own programs.

具体做些什么工作呢？

- 开展地区居民交流的娱乐活动
- 举办季节性的娱乐活动
- 清扫活动，保护环境
- 防备灾害，举行防灾训练
- 对地区社会治安，周围巡逻服务
- 利用布告板通知行政和地区的信息

活动内容根据每一个街道居委会和自治会决定。

어떤 활동을 하고 있는가？

- 지역의 주민이 교류하는 축제
- 계절의 이벤트 개최
- 마을을 깨끗하게 하는 청소 활동
- 재해에 대비하여 방재훈련을 실시
- 지역을 지키는 활동 및 패트롤
- 게시판을 사용하여 행정이나 지역의 정보를 알림

※활동내용은 각각의 마을회 · 자치회에 따라 다릅니다.

■各国語対応「自治会・町会に加入しよう」

加入にあたり必要な問い合わせ等の、英語・中国語・韓国語の対応訳となります。

加入するとどうなるの？

町会・自治会に加入している人が増えると地域のコミュニティが活発になり、住みよいまちづくりにつながります。あなたも一緒に地域の活動に参加してみましょう。きっと、近所の友達が見つかります。家の近くに知り合いが増えると、困ったことが起きたときに心強いです。

町会・自治会は、会則によって決められた会費で運営しています。会費は、それぞれの町会・自治会で異なります。

Being a member of your local council/group has the following merits:

You can help create a comfortable living environment with your fellow community residents. You can talk with fellow residents at events and activities, and develop friendships. If there are any problems, town council/community group members can offer help in a friendly manner.

These organizations are financed by membership fees in accordance to the rules of each organization. The fees varies according to each organization.

加入后怎么样呢？

加入街道居委会自治会人数增多，既能活跃地区自治团体，还和创造一个易住地区密切相关。欢迎您和我们一起来参加地区的各种活动。一定能在居住区找到沟通的朋友，即使家里有什么困难，有近邻在您身边，您也会觉得非常踏实和坚强。

街道居委会自治会按照会则规定的费用进行运营。会费也根据没一个街道委员会自治会决定。

가입하면 어떻게 되는가？

마을회・자치회에 가입하고 있는 사이 늘면 지역의 커뮤니티가 활발하게 되어, 살기 좋은 마을 만들기로 이어집니다. 귀하도 함께 지역의 활동에 참가해 보세요. 분명히 이웃 친구를 찾게 될 것입니다. 집 근처에 아는 사람이 늘면 곤란한 일이 생겼을 때에 마음이 든든해집니다. 마을회・자치회는 회칙에 의해 정해진 회비로 운영하고 있습니다. 회비는 각각의 마을회・자치회마다 다릅니다.

どのように加入するの？

町会・自治会長に加入したいことを伝えましょう。町会・自治会の範囲は、住んでいる地域で決まっています。ご自分の該当する 町会・自治会がわからないときは、区役所の担当窓口にご相談ください。

To join your town council/community group:

If you are interested in participating, please contact the chairperson of your town council/community group. If you do not know who you should ask, please contact the following section.

怎样才能加入？

向街道委员会自治会会长转达加入的意愿。街道居委会自治会的范围是所居住地区来决定。如果无法确认自己所属街道委员会自治区，请直接向区役所负责窗口联系。

어떻게 가입하는가？

마을회 자치회에게 가입하고 싶다는 것을 전하세요. 마을회 자치회의 범위는 살고 있는 지역으로 정해져 있습니다. 자신이 해당하는 마을회 자치회를 모를 때에는 구청의 담당 창구에 문의해 주세요.

書式例　各種書式のひな形

■各国語対応「自治会・町会に加入しよう」

加入にあたり必要な問い合わせ等の、英語・中国語・韓国語の対応訳となります。

町会・自治会の加入などについてのお問い合わせ

府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

府中市宮西町 2-24
府中市役所東庁舎４階
※2020 年 1 月から府中駅北第二庁舎３階（府中市寿町 1-5）に移転

A question about joining of a town assembly and a council is this.

Fuchu City Local Community Division, Civic Collaboration Promotion Department

2-24 Miyanishi-cho, Fuchu City

Fuchu City Office East Government Office Building 4F
Note: Scheduled to relocate to the Fuchu Station North Second Government Office (1-5 Kotobuki-cho, Fuchu City) in January 2020.

关于镇议会・自治会的加入等的咨询这边

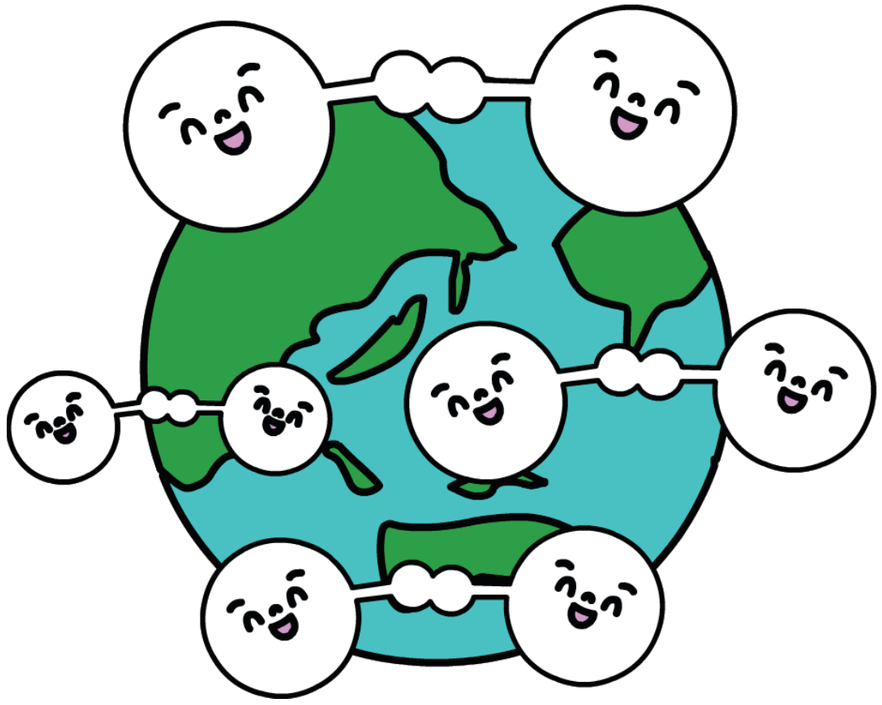
府中市市民协动推进部地区社区课

府中市宫西町 2-24
府中市政府东厅舍 4 楼
※2020 年 1 月起搬迁至府中站北第二厅舍 3 楼(府中市寿町 1-5)

마을회・자치회 가입 등에 관한 문의는 이쪽으로

후츄시 시민협동추진부 지역 커뮤니티과

후츄시 미야니시쵸 2-24
후츄시청 동쪽 청사 4 층
※2020 년 1 월부터 후츄역 북쪽 제 2 청사 3 층(후츄시 코토부키쵸 1-5)으로 이전



府中市自治会活動ハンドブック

「2019 年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業

【編集・発行】

府中市自治会連合会

東京都府中市府中町2－25　府中市振興会館（中央文化センター5階）
電　話　042-319-9396
メール　info@fuchu-jichiren.net
ホームページ　https://www.fuchu-jichiren.net/

【協力】

府中市市民協働推進部地域コミュニティ課

東京都府中市宮西町 2-24 府中市役所東庁舎4階（令和元年 12 月末まで）
東京都府中市寿町 1-5 府中駅北第二庁舎3階（令和 2 年 1 月初めから）
電　話　042-335-4137
メール　bunkomyu01@city.fuchu.tokyo.jp

発行日　令和元年11月11日